

# 持続可能な開発と資金メカニズム

～リオ +20 から、持続可能な開発のための資金戦略策定へ～



はじめに

2012年6月20日～22日、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」が開催された。リオ+20は、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED：通称、地球サミット）」、2002年に南アフリカのヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD：通称、ヨハネスブルグ・サミット）」に続く、持続可能な開発に関する包括的な評価・コミットメント発表の場と位置付けられた。最終日の22日には、リオ+20成果文書「The Future We Want」が採択された。リオ+20において、グリーンエコノミー、持続可能な開発のための制度的枠組み（IFSD）、持続可能な開発目標（SDGs）と並ぶ論点の一つに、資金の問題が挙げられる。

これまで、持続可能な開発に関する国際会議では、先進国が途上国の取り組みを支援するための資金協力として、政府開発援助（ODA）等の公的資金の拠出額が注目されることが多かった。しかし、先進国の財政事情からODAを増加することが困難になった現在、資金をどのように効果的に活用するか、ODAを補完する新たな資金源をどのように確保するか、汚職腐敗や環境破壊・人権侵害等の不適切な資金活用をどのように回避するか等、資金には様々な論点がある。資金課題を巡って先進国・新興国・途上国間の対立が高まる中、これらの課題を解決することは、真に持続可能な開発を構築する上で極めて重要である。

リオ+20成果文書では、資金に関する新規のコミットメントやイニシアティブ等は見られなかったが、今後、SDGsの策定と並行する形で、資金戦略について検討するプロセスが行われることが合意された。具体的には、30名の専門家からなる政府間委員会（持続可能な開発のための資金戦略に関する専門委員会）が、SDGs達成のための資金戦略に関する選択肢を2014年までに国連総会に提案することになっている。

そこで、本レポートでは、リオ+20及び関連国際会合における資金に関する合意事項を整理し、真に持続可能な開発に資する資金メカニズムを構築するための今後の課題・提案について、明らかにしたい。

今後、公的及び民間の資金が貧困層・脆弱層に直接裨益し、持続可能な開発に資する資金を十分に確保することと同時に、汚職腐敗・環境破壊・人権侵害等の不適切な資金活用を回避するための制度強化に繋がることを期待したい。

2013年3月

# 目次

P1	はじめに
P2	目次
P3	第1部：リオ+20の概要と準備プロセス
P7	第2部：リオ+20成果文書の構成と資金関連部分の内容
	2-1. 資金拠出額について
	2-2. 援助効果について
	2-3. 国際金融機関における持続可能な開発の主流化について
	2-4. 南南協力・三角協力について
	2-5. 汚職腐敗防止について
	2-6. 革新的資金メカニズムについて
	2-7. 民間資金について
	2-8. 補助金・税制等について
	2-9. 今後の資金戦略について
P17	第3部：持続可能な開発のための資金戦略策定に向けた 今後の課題と提案
P19	おわりに～持続可能な開発に資する資金メカニズム構築に 向けた調査提言型NGOの役割と課題～
P21	資料編
P22	1. リオ+20成果文書概要
P24	2. リオ+20とその後：持続可能な未来に向かって
P30	3. リオ+20における緑の未来イニシアティブ
P31	4. 2012年版政府開発援助(O DA)白書・諸外国の政府開発援助
P37	5. 2012年版政府開発援助(O DA)白書・地球規模課題への取組
P46	6. 気候変動分野における日本の2012年末までの途上国支援
P48	7. 第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム成果文書
P59	8. 腐敗行為の防止に関する国際連合条約
P60	9. 国際開発連帯税に関する検討

## 第1部：リオ+20の概要と準備プロセス

2012年6月20日～22日、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、リオ+20が開催され、191ヶ国から政策担当者・事業者・労働組合・NGO等4万5400人が参加した(持続可能な開発に関する国際会議としては史上最大)。

リオ+20の目的・テーマは、以下の通り定められている。

### リオ+20の目的

1. 持続可能な開発に関する新たな政治的コミットメントを確保すること
2. 持続可能な開発に関する主要なサミットの成果の実施における現在までの進展及び残されたギャップを評価すること
3. 新しい又は出現しつつある課題を扱うこと

### リオ+20のテーマ

1. 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー<sup>1</sup>
2. 持続可能な開発のための制度的枠組み

会議最終日の22日には、リオ+20成果文書<sup>2</sup>が採択された。ただし、成果文書では、課題別のセクション等が設けられており、必ずしも上記の2テーマに限定されてはいない(成果文書の構成は第2部を参照)。

また、リオデジャネイロでは、国連の本会議と並行して各種サイドイベント、キャパシティ・ビルディング・イベント<sup>3</sup>、ブース出展が行われた他、市民団体主催のピープルズサミット<sup>4</sup>、持続可能性を目指す自治体協議会(ICLEI)世界大会2012<sup>5</sup>、ビジネスセクター主催のコーポレート・サステナビリティ・フォーラム<sup>6</sup>などが開催された。

<sup>1</sup> グリーンエコノミーには様々な定義がある。リオ+20準備プロセスにおいては、共通の定義を採用することはせずに成果文書の交渉が行われた。

[http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20\\_201107.pdf](http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20_201107.pdf)

<sup>2</sup> リオ+20成果文書(環境省仮訳)

[http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20\\_seika\\_yaku.pdf](http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20_seika_yaku.pdf)

<sup>3</sup> SD-Learningと題する持続可能な開発に関するキャパシティ・ビルディング・イベントが開催。

[http://www.uncsd2012.org/rio20/meetings\\_sdlearning.html](http://www.uncsd2012.org/rio20/meetings_sdlearning.html)

<sup>4</sup> ピープルズサミットについては下記参照。

<http://cupuladospovos.org.br/en/>

<sup>5</sup> 持続可能性を目指す自治体協議会(ICLEI)世界大会2012については下記参照。

<http://www.iclei.org/index.php?id=12648>

<sup>6</sup> コーポレート・サステナビリティ・フォーラムについては下記参照。

<http://csf.compact4rio.org/events/rio-20-corporate-sustainability-forum/event-summary-251b87a2deaa4e56a3e00cald66e5bfd.aspx>

リオ+20の開催は、2008年12月の国連総会において正式に決定された(国連決議64/236)。その後、準備委員会(Preparatory Committee)、非公式会合(intersessional Meeting)、地域準備会合(Regional Preparatory Meeting)などが開催され、「持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」と「持続可能な開発のための制度的枠組み」の2つのテーマに関する議論が行われた。また、2011年11月を期限として成果文書へのインプットの受付が行われ、各国政府<sup>7</sup>、国際機関、各ステークホルダー<sup>8</sup>など677通の要望書が国連事務局に提出された<sup>9</sup>。これらをもとに、2012年1月10日に成果文書ゼロドラフトが発表された。

成果文書ゼロドラフト公開後、修正提案受付が行われ、各国政府及び9つのメジャーグループ(企業及び産業、子ども及び青年、農民、先住民族、地方自治体、NGO、科学・技術者、女性、労働者及び労働組合)から修正提案<sup>10</sup>が提出された。

成果文書案の交渉は、1月25日～27日の成果文書ゼロドラフト検討会合、3月19日～23日の第1回成果文書交渉会合、3月26日～27日の第3回非公式会合で行われた。2012年1月時点の成果文書ゼロドラフトは、わずか19ページの文書だったが、各国からの修正提案が加わり、3月末には206ページに膨れ上がった。

4月23日～5月4日にかけては、第2回成果文書交渉会合が行われたが、思うように交渉が進まず、5月29日～6月2日に第3回非公式会合(追加交渉)を開催。6月13日～15日にはリオデジャネイロで第3回準備委員会が開催され、さらに16日～18日に追加交渉が行われた。成果文書は、19日の仮採択を経て、最終日の22日に正式に採択された。

---

<sup>7</sup> 2011年10月31日、日本政府は、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)成果文書への日本政府インプット」を提出した。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031\\_05.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05.html)

<sup>8</sup> リオ+20は、メジャーグループ(国連における政府・国際機関以外の参加グループで、企業及び産業、子ども及び青年、農民、先住民族、地方自治体、NGO、科学・技術者、女性、労働者及び労働組合の9つのグループ分けがされている)の参加が重視されており、ステークホルダーフォーラムが各グループの調整役を務めた。

<http://www.stakeholderforum.org/sf/>

<sup>9</sup> 日本においては、国内のステークホルダーの対話の促進を目的として、2011年7月13日にリオ+20国内準備委員会が設立され、4回の会合と2回のワークショップを経て、10月31日に国連事務局にインプット「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」を提出した。

[http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101\\_rioj.pdf](http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf)

<sup>10</sup> 成果文書ゼロドラフトに対するメジャーグループの修正提案は以下参照。

[http://www.unccd2012.org/rio20/resources\\_mgcomments.html](http://www.unccd2012.org/rio20/resources_mgcomments.html)

## リオ+20に向けた国際的な準備プロセス

2009年12月24日 2010年2月21日	国連総会で決議64/236が採択。リオ+20の開催が決定。 国連環境計画 (UNEP) がグリーンエコノミーレポート <sup>11</sup> を発表。
2010年5月16日～18日	第1回準備委員会会合開催。
2011年1月10日～11日	第1回非公式会合開催。
2011年3月7日～8日	第2回準備委員会会合開催。目的とテーマに関する事務総長レポート <sup>12</sup> が提示される。
2011年9月～12月	アジア太平洋地域、アラブ地域、アフリカ地域、ラテンアメリカ及びカリブ海地域で地域準備会合開催。
2011年11月1日	成果文書へのインプット受付終了。
2011年12月15日～16日	第2回非公式会合開催。
2012年1月10日	成果文書ゼロドラフト公表。
2012年1月25日～27日	成果文書ゼロドラフト検討会合開催。成果文書のセクションⅠ～Ⅱについて交渉。
2012年1月30日	地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル(GSP)報告書が潘基文国連事務総長へ提出される <sup>13</sup> 。

<sup>11</sup> 国連環境計画 (UNEP) のグリーンエコノミーレポートでは、「グリーン経済への移行は年間2%の世界GDP (現在約1.3兆ドル) を今から2050年までの間、投資することによって、農業、建設業、エネルギー業、漁業、林業、製造業、観光業、運輸業、水資源および廃棄物管理に関する事業の主要分野を環境に優しいものへ移行することが可能である」と結論付けている。  
<http://www.unep.org/greeneconomy/GreenEconomyReport/tabid/29846/Default.aspx>

<sup>12</sup> 正式名称は「事務総長レポート・国連持続可能な開発会議の目的とテーマ」。グリーンエコノミーを実現する政策として7つの柱(グリーン刺激策パッケージ、環境効率性向上策、民間市場と政府調達グリーン化、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、自然資本の再生と強化、価格適正化、環境税制改革)が提示され、制度的枠組みについては、国連環境計画(UNEP)の専門機関への格上げ、持続可能な開発委員会(CSD)の理事会への格上げなどの制度オプションが提示された。成果文書ゼロドラフトの内容のベースになっていると考えられるが、グリーンエコノミーの政策オプションについては、成果文書ゼロドラフトの方が内容の具体性が低くなっている。  
<http://www.uncsd2012.org/rio20/content/documents/N1070657.pdf>

<sup>13</sup> 地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル(GSP)は、潘基文(バン・ギムン)国連事務総長のイニシアティブにより2010年8月に設置。パネル・メンバーは、個人の立場から持続可能な開発を達成するためのビジョンと具体的提言を取りまとめた。この報告書は、リオ+20への重要なインプットとされた。グリーンエコノミーについては、持続可能な開発のビジョンを達成するための包括的アプローチを提供するものと位置付け、技術革新の重要性、省エネ技術・再生可能エネルギーの促進、グリーン雇用、グリーンエコノミーの各国予算・戦略における主流化などが提起された。また、制度的枠組みについては、持続可能な開発に関する情報を集約する展望報告書の作成や、持続可能な開発を総合的に扱う理事会を国連総会の下に設けることの検討といった提言がなされた。また、持続可能な開発に関する具体的目標の策定が提言された。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/0131\\_01.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/0131_01.html)

2012年3月19日～23日	第1回成果文書交渉会合開催。成果文書案のセクションⅢ～Ⅴについて交渉実施。
2012年3月26日～27日	第3回非公式会合開催。成果文書案のセクションⅠ～Ⅴについて交渉実施。
2012年4月23日～5月4日	第2回成果文書交渉会合開催。
2012年5月29日～6月2日	第3回非公式会合(追加交渉)開催。
2012年6月13日～15日	第3回準備委員会開催。
2012年6月16日～18日	追加交渉開催。
2012年6月19日	成果文書仮採択。
2012年6月20日～22日	リオ+20開催。成果文書は22日に正式採択。

## 第2部：リオ+20成果文書の構成と資金関連部分の内容

2012年6月22日に採択されたリオ+20成果文書「The Future We Want」(49ページ、283項目)の構成は以下の通りである。

### リオ+20成果文書の構成

- I. 共通ビジョン
- II. 政治的コミットメントの更新
  - A. リオ原則と過去の行動計画の再確認
  - B. 持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題への対応(統合、実施、一貫性)
  - C. 主要グループ及び他のステークホルダーの関与
- III. 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済
- IV. 持続可能な開発のための制度的枠組み
  - A. 持続可能な開発の3つの側面の強化
  - B. 持続可能な開発のための政府間連携の強化
  - C. 持続可能な開発の文脈における環境の柱
  - D. 国際金融機関及び国連のオペレーショナルな活動
  - E. 地域、国家、準国家、地方
- V. 行動とフォローアップ
  - A. テーマ別分野と横断的事項
  - B. 持続可能な開発目標(SDGs)
- VI. 実施手段
  - A. 資金
  - B. 科学技術
  - C. 能力開発
  - D. 貿易
  - E. コミットメントの登録

1月10日に発表された成果文書ゼロドラフトからの大きな変更点として、途上国・新興国等が参加する交渉グループであるG77+中国の主張を受け入れた形で、セクションVに含まれていた実施手段がセクションVIとして独立の章に移行していることが挙げられる。

リオ+20成果文書における資金関連部分の内容を、国際的経緯を交えながら、以下に示していく(成果文書は同じような内容が複数の箇所に書かれているため、資金拠出額、援助効果、国際金融機関における持続可能な開発の主流化、南南協力・三角協力、汚職腐敗防止、革新的資金メカニズム、民間資金、補助金・税制等、今後の資金戦略に順番を並べ替え、同テーマのパラグラフを整理した上で紹介する。なお、関連するリオ+20成果文書は環境省仮訳を活用した)。



## 2-1. 資金拠出額について

2002年3月のモンテレイ開発資金国際会議<sup>14</sup>、2008年11月のドーハ開発資金国際会議<sup>15</sup>等、開発資金に関する国際会議では、先進国による開発途上国向けODA額を国民総生産（GNP）比0.7%とする目標<sup>16</sup>等が約束されてきた。リオ+20でも、これらの目標達成を求めるコミットメントが再確認されたことに留まっている（リオ+20成果文書パラグラフ258参照）。

また、これまで気候変動枠組条約や生物多様性条約等の環境条約の会議においては、既存のODAコミットメントとは別の「新規かつ追加的な資金拠出のコミットメント」が確認されてきたが、リオ+20成果文書では、具体的な内容には触れず、その必要性の確認に留まっている（リオ+20成果文書パラグラフ264参照）。

自主的コミットメントにおける資金拠出に関しては、リオ+20期間中に政府・企業・NGO等による自主的コミットメントにおける資金拠出額は、5130億ドルに達した<sup>17</sup>とのことである。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

258. 我々は、全てのODAコミットメントの遂行が極めて重要で、それは多数の先進諸国による、開発途上国向けのODAをGNP比0.7%とする目標の達成のほか、後発開発途上国向けのODAについてはGNP比0.15～0.20%とする目標の達成を含む。それぞれの合意された計画達成のため、援助資金供与者は既存のコミットメントを果たせるよう、援助支出率を引き上げるための必要且つ適切な、あらゆる措置を講じるべきである。我々は、係る目標をまだ達成していない先進諸国に対し、それぞれのコミットメントに従って、後発開発途上国向けODAをGNP比0.15～0.20%とする特異的目標を含め、開発途上国向けODAをGNP比0.7%とする目標を達成するための、追加の具体的努力を行うよう、強く求める。ODAが効果的に使用されることの確保において達成した進捗を基礎とすべく、我々は、民主主義的ガバナンス、透明性と説明責任の改善、及び結果の管理の重要性を強調する。我々は全ての援助支出供与者に対し、なるべく早期に、それぞれの予算配分プロセスに従った目標の達成をどのような形で目指すかが分かる、展開指標となる日程計画を確立するよう、強く奨励する。我々は、先進諸国におけるそれぞれのコミットメントの遂行に向けた、公共の意識高揚、

<sup>14</sup> 外務省「モンテレイ合意の主な内容」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02\\_hakusho/ODA2002/html/kakomi/kk01003.htm](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/kakomi/kk01003.htm)

<sup>15</sup> 外務省「開発資金国際会議フォローアップ会合（2008年11月29日－12月2日、ドーハ）成果文書の主要なポイント」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/minorikawa/dawha\\_08/seika.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/minorikawa/dawha_08/seika.html)

<sup>16</sup> ODA額をGNP比で0.7%とする目標は、1969年にピアソン報告書において、1975年までにODA額をGNP比で0.7%を達成することが提案されたのが始まりと言われている。その後、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）において、この目標が受け入れられてきた。1993年の国民総生産の変更に伴い、GNP比から国民総所得（GNI）比の活用へ移行され、近年ではGNI比が使われることもある。

<http://www.oecd.org/dac/aidstatistics/the07odagnitarget-ahistory.htm>

<sup>17</sup> 国際連合広報センターファクトシート「リオ+20とその後：持続可能な未来に向かって」

[http://unic.or.jp/files/pdfs/Final\\_Rio+20\\_Factseet\\_Japanese\\_layout.pdf](http://unic.or.jp/files/pdfs/Final_Rio+20_Factseet_Japanese_layout.pdf)

提供した支援の開発効果に関するデータの提供、目に見える結果の明示といった手段による国内での支援動員を強化することの重要性を強調する。

264. 我々は、国連の開発システムにおける実務活動向けの十分な資金拠出の必要性のほか、我々がこの宣言で示した目標の達成に向けた新規の、付加的で予測可能な資源を動員するための、より広範な努力の一環として、より予測可能性が高く、効果的且つ効率的な資金拠出を行う必要性も、強調する。

## 2-2. 援助効果について

援助効果向上については、主に2003年のローマ調和化ハイレベル・フォーラム、2005年のパリ援助効果向上ハイレベル・フォーラム、2008年のアクラ援助効果向上ハイレベル・フォーラム、2011年の釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラムで議論が行われてきた。釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラムでは、カントリーシステムの活用<sup>18</sup>、ジェンダー平等化の加速、アンタイド<sup>19</sup>化の加速、透明性・予測性の促進、援助の拡散・断片化の抑制（プログラム・ベース・アプローチ<sup>20</sup>の活用等）、脆弱国における持続的開発等を含む釜山成果文書<sup>21</sup>が合意されている。

リオ+20成果文書においても、開発効果の改善、プログラム・ベースのアプローチの増加、公共セクターが管理する活動向けの国内システム（カントリーシステム）の利用、トランザクション費用の削減、及び相互の説明責任及び透明性の向上の必要性を認識するとしており、概ね援助効果向上ハイレベル・フォーラムの議論を引き継いだ内容となっている（リオ+20成果文書パラグラフ259参照）。

---

<sup>18</sup> カントリーシステムとは、援助実施の際に援助国の制度よりも開発途上国の制度を活用すること。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/09\\_hakusho/kakomi/kakomi05.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/09_hakusho/kakomi/kakomi05.html)

<sup>19</sup> アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指す。日本語では、「ひもつき」援助と訳されることがある。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/08\\_hakusho/yougo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/08_hakusho/yougo.html)

<sup>20</sup> プログラム・ベース・アプローチとは、個別プロジェクトを越えて、特定の開発課題に対し援助手法を組み合わせて取り組むこと。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11\\_hakusho/honbun/b2/s3\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho/honbun/b2/s3_1.html)

<sup>21</sup> 外務省・第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（概要と評価）を参照。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/hlf4.html>

#### 関連するリオ+20成果文書の内容

259. 我々は、ODAの質の改善やODAによる開発効果の増強に向けた努力の増強を歓迎する。また我々は、開発効果の改善、プログラムベースのアプローチの増加、公共セクターが管理する活動向けの国内システムの利用、トランザクション費用の削減、及び相互の説明責任及び透明性の向上の必要性を認識し、またこの点に関して、我々は全ての援助資金供与者に対し、最大限可能な範囲での援助の自由化を求める。我々は更に、開発途上国へ定期的及び適時に、中期での支援計画に関して指標となる情報を提供することにより、開発をより効果的で予測可能なものにしてゆく。我々は、開発途上国による、政策の形成や市民社会組織との協力の深化に議会や市民が関与することで効果的な開発の最善の結果を確保できるよう、自国の開発、国家制度、システム及び能力のリーダーシップを強化することの重要性を認識する。また我々は、開発効果を保証する万能の常套手段など存在しないことも、念頭に置いておくべきである。各国の特有の状況を、十分に考慮する必要がある。

### 2-3. 国際金融機関における持続可能な開発の主流化について

世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などの国際金融機関では、投融資先の開発事業の環境保全効果・貧困削減効果等の促進とともに、開発事業における環境社会影響を回避・最小化するために、環境社会配慮政策（セーフガード政策）・情報公開政策・異議申し立て制度<sup>22</sup>等を整備してきた。国際金融機関の政策や制度は、各国の公的援助機関や民間銀行等で幅広く参照されており、グローバルで持続可能な開発の主流化に向けて極めて重要な政策・制度である。

リオ+20成果文書では、国際金融機関や国連貿易開発会議(UNCTAD)等のマンデート、計画、戦略、及び意思決定プロセスにおける持続可能な開発の主流化をさらに強化することを求めている(リオ+20成果文書パラグラフ91参照)。

なお、本パラグラフは、リオ+20成果文書の「セクションⅥ、A. 資金」には含まれていないが、資金関連の重要なパラグラフとして、検証の対象とした。

#### 関連するリオ+20成果文書の内容

91. 我々は、持続可能な開発が、国際金融機関や国連貿易開発会議(UNCTAD)などの国連システム及び他の関連する団体の、計画、基金、専門機関によって、それぞれの既存のマンデートに従って、十分に考慮されるべきであると認識する。この点に関し、我々は、それらの団体に対し、すべての国、特に途上国の持続可能な開発の達成における努力を支持して、それぞれのマンデート、計画、戦略、及び意思決定プロセスにおける持続可能な開発の主流化をさらに強化することを求める。

<sup>22</sup> 国際金融機関等に対する市民の苦情を受け付け、その権利・利益を護るため、中立的立場から調査したり、救済の勧告を図ったりする制度。

## 2-4. 南南協力・三角協力について

開発における途上国間の協力は南南協力と呼ばれており、途上国間の協力を先進国も参加する形態は三角協力と呼ばれている<sup>23</sup>。共に、先進国から途上国へのODAを補完する役割として、近年注目されている。

釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラム成果文書では、「南南協力や三角協力などの水平的パートナーシップを、多様化する国の状況とニーズに適合させることを手助けするとともに、こうした協力への支援を拡大する」との合意がある。

リオ+20成果文書では、南南協力和三角協力の支援を強調することにとどまっておらず、釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラム成果文書と比較すると、若干のトーンダウンが見られる(リオ+20成果文書パラグラフ260参照)。南南協力和三角協力についてトーンダウンした背景には、資金に関して新たなコミットメントを表明しなかった先進国に対し、途上国側の強い懸念があったと思われる。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

260. 我々は、ここ10年間で援助構造が大幅に変化したという点を指摘する。新たな援助提供者やこれまでにないパートナーシップアプローチは、新たな協力様式を活用するもので、資源の流れの増大に貢献してきた。さらに、開発援助と民間の投資、貿易及び新規の開発主体の相互作用は、民間の資源の流れを活性化させる、新たな援助機会を提供するものである。我々は、南南協力への支援はもとより、開発計画を実施するため大いに必要とされる付加的資源を提供する三角協力についても、我々の支援をあらためて強調する。我々は、南南協力の重要性、様々な歴史及び詳細事項を認識すると共に、南南協力は共有の経験と目標に基づく、諸国間の団結と協力の現れと捉えられるべきであることを強調する。いずれの協力形態も、開発途上国の特定のニーズや期待に対処する、開発アジェンダを支えるものである。また我々は、南南協力は南北協力の代わりというより、むしろそれを補うものであると認識する。我々は、中間所得層の開発途上国が、開発協力の提供者として、同時に受益者として、果たす役割を認識する。

<sup>23</sup> 外務省「南南協力和三角協力」

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11\\_hakusho/keyword/keyword01.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho/keyword/keyword01.html)

## 2-5. 汚職腐敗防止について

国際的な汚職腐敗の防止は、持続可能な開発に資する資金の効果的な活用の観点から必要不可欠である。国際的な汚職腐敗防止の代表的取り組みとして、国連腐敗条約の策定・実施が挙げられる。国連腐敗防止条約は、2003年1月31日にニューヨークで採択され、2005年12月14日に発効した（日本は2003年12月に署名し、2006年に締結のための国会承認が得られた）。外務省によれば、条約の主なポイント<sup>24</sup>は以下の通りとのことである。

### 国連腐敗条約の主なポイント

- ・ 腐敗行為の防止のため、公的部門（公務員の採用等に関する制度、公務員の行動規範、公的調達制度等）及び民間部門（会計・監査基準、法人の設立基準等）において透明性を高める等の措置をとる。また、腐敗行為により不正に得られた犯罪収益の資金洗浄を防止するための措置をとる。
- ・ 自国の公務員、外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄、公務員による財産の横領、犯罪収益の洗浄等の腐敗行為を犯罪とする。
- ・ 腐敗行為に係る犯罪の効果的な捜査・訴追等のため、犯罪人引渡し、捜査共助、司法共助等につき締約国間で国際協力を行う。
- ・ 腐敗行為により不正に得られた犯罪収益の没収のため、締約国間で協力をを行い、公的資金の横領等一定の場合には、他の締約国からの要請により自国で没収した財産を当該他の締約国へ返還する。

2012年6月現在の締約国・機関数は160で、まだまだ増加の余地がある。そのため、リオ+20成果文書では、あらゆるレベルでの強力な制度が必要であるとし、国連腐敗防止条約の未加盟国に対して、国連腐敗防止条約批准／加盟を呼び掛けている（リオ+20成果文書パラグラフ266参照）。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

266. 我々は、国別レベルと国際レベル双方での腐敗及び不法な資金フローとの闘いが1つの優先事項であることと、腐敗は効果的な資源動員に対する重大な障壁であり、また貧困の撲滅、飢餓との闘い、持続可能な開発に欠かせない活動から資源を遠ざけてしまうものであるという点を強調する。我々は、あらゆる形態での腐敗の顕在化と対抗し続けるための緊急且つ決定的な措置を講ずると決意しており、それにはあらゆるレベルでの強力な制度が必要であり、また我々はそうした措置をまだ講じていない全ての加盟諸国に対し、国連腐敗防止条約を批准または加盟し、実施に着手するよう、強く求める。

<sup>24</sup> 外務省「腐敗防止」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/huhai/index.html>

## 2-6. 革新的資金メカニズムについて

先進国における金融危機・財政危機等により、ODAの大幅な増額は困難な状況が続いている。貧困・疫病・気候変動などの問題に取り組むための新たな資金を創出・供給するための枠組みとして、革新的な資金メカニズムが注目されている。実施・検討されている革新的資金メカニズムには、国際医療品購入ファシリティ (UNITAID)<sup>25</sup>、予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)<sup>26</sup>、航空券連帯税<sup>27</sup>、通貨取引開発税<sup>28</sup>、国際炭素税、生物多様性オフセットなどがある。

釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラム (2011年12月1日) の成果文書<sup>29</sup>においては、「共有の開発目標のために民間資金を動員することを目的として、革新的資金メカニズムを更に発展させる。」との合意がなされた。

リオ+20成果文書では、すでに設置されている革新的資金メカニズムの規模拡大と新たな革新的資金メカニズムの検討促進が合意された(リオ+20成果文書パラグラフ267参照)。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

267. 我々は、途上国が開発のための付加的資源の自発的な動員を支援するような、革新的資金メカニズムを検討する。そうした資金調達は伝統的資金源を補うものであるべきで、それに代わるものであってはならない。開発のための革新的資金源の大幅な進歩を認識しつつ、我々は現在のイニシアティブについて、適切であれば、規模の拡大を求める。

---

<sup>25</sup> 国際医療品購入ファシリティ (UNITAID)

<http://www.unitaid.eu/>

<sup>26</sup> 予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)

<http://www.iffim.org/>

<sup>27</sup> 航空券等に課税する税制。フランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、ニジェール等で導入されている。外務省「国際開発連帯税に関する検討」を参照。詳しくは資料編P.60を参照。

<sup>28</sup> 国際的な為替取引に課税し、その資金を開発に活用する税制。詳しくは資料編P.60を参照。

<sup>29</sup> 外務省「釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラム成果文書」 詳しくは資料編P.48を参照。

## 2-7. 民間資金について

革新的資金メカニズムの設置・推進と同様に、既存の開発資金を補完する資金源として注目されているのが、民間資金である。

釜山援助効果向上ハイレベル・フォーラム（2011年12月1日）成果文書においては、民間セクターの取り組みに関し、民間投資発展のための法・規制・行政上の環境改善や開発政策及び戦略の策定と実施における民間セクターの参加拡大等が合意された。

リオ+20成果文書では、民間セクターが「極めて重要な貢献を果たし得る、貴重な手段である」と定義され、具体的な取り組みにあたっては、「国別の適切な法規制枠組を追求」することが合意された（リオ+20成果文書パラグラフ268参照）。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

268. 我々は、動的、包含的で、上手く機能する、社会的及び環境的に責任を負う民間セクターが、経済成長、貧困削減、及び持続可能な開発の促進に極めて重要な貢献を果たし得る、貴重な手段であると認識する。民間セクターの開発を促進するため、我々は引き続き、国別の、地方レベルを含めた官民イニシアティブを奨励する法律、動的且つ上手く機能するビジネスセクターを促進する法律、そして女性、貧困層及び弱者を含めた起業家精神や革新を推進する法律と統合的な形で、国別の適切な法規制枠組を追求してゆく所存である。我々は、所得の成長及び分配を、特に生産性の向上、女性へのエンパワーメント、労働者の権利の保護、そして税制を通じて改善すべく取り組んでゆく。我々は、民間セクターの促進及び規制に関連する政府の適切な役割は、各国の情勢次第で変わるものであると認識する。

## 2-8. 補助金・税制等について

持続可能な開発を達成するためには、国際的な資金の流れのみではなく、国内における資金の流れをより持続可能な開発に資するものに改革する必要がある。

漁業補助金に関しては、リオ+20成果文書において、過剰漁業等につながる漁業補助金の廃止等に合意している（リオ+20成果文書パラグラフ173参照）。

また、化石燃料補助金については、2009年9月にG20首脳声明<sup>30</sup>で「中期的に、不経済な消費を奨励する非効率な化石燃料に対する補助金を合理化し、段階的に廃止する」とされ、同年11月にAPEC首脳会議宣言<sup>31</sup>で「必要不可欠なエネルギー・サービスを要する者にはこれを供与する必要性を認めつつも、無駄な消費を促すような化石燃料に対する補助金を中期的に合理化し、廃止することにコミットする」とされた。

<sup>30</sup> 外務省・G20ピッツバーグサミット首脳声明（仮訳）を参照。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909\\_seimei\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)

<sup>31</sup> 外務省・第17回APEC首脳会議シンガポール首脳宣言（仮訳）を参照。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_hatoyama/apec\\_09/apec\\_seicho\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_hatoyama/apec_09/apec_seicho_ka.html)

リオ+20成果文書では、有害で非効率的な化石燃料補助金の段階的廃止に関するコミットメントの確認と、コミットメントを行っていない国々の税制再構築等の促進に合意している（リオ+20成果文書パラグラフ225参照）。今後は、G20及びAPEC加盟国の取り組みとともに、これらの枠組みに含まれていない国々の取り組み促進が期待できる。

なお、パラグラフ173及び225は、リオ+20成果文書の「セクションVI、A. 資金」には含まれていないが、資金関連の重要なパラグラフとして、検証対象とした。

#### 関連するリオ+20成果文書の内容

173. 我々は、開発途上国にとって漁業分野が持つ重要性を考慮した上で、違法・無報告・無規制（IUU）漁業と過剰漁獲力に繋がる補助金の廃止に関する「ヨハネスブルグ実施計画」の実施を再確認する。また、過剰漁獲・過剰漁獲努力量につながる漁業形態を禁止すること等を通して、「WTOドーハ開発アジェンダ」と「香港閣僚宣言」に効果を与える漁業補助金に関する多国間規則を完結させ、漁業分野の補助金に関する規則を強化に尽力することを繰り返し強調する。開発途上国、後発開発途上国に対する適切で効果的な特別優遇がWTOの漁業補助金交渉の中心部分となることを認め、開発、貧困撲滅、生計、食糧の安全に関する問題にとって漁業分野の持つ重要性を考慮する。各国に対し、透明性を強化し、WTOを通じて既存の漁業補助金プログラムを報告することを求める。漁業資源の状態を勘案し、漁業補助金に関する「WTOドーハ開発アジェンダ」、「香港閣僚宣言」、更には協議を終了する必要性にも影響することなく、我々は、各国に過剰漁獲・過剰漁獲努力量につながる漁業補助金を廃止し、新しい補助金を導入せず、既存の補助金を拡張しないことを求める。

225. 諸国は、無駄な消費を助長し持続可能な開発を損ねる、有害且つ非効率的な化石燃料助成金<sup>32</sup>の段階的廃止に向けて行ってきたコミットメントを再確認する。我々は他の人々に対し、税制の再構築や、存在する場合には有害な助成金の段階的の廃止を含めた市場の歪みの解消によって、非効率的な化石燃料助成金を、環境に対する影響を反映する形で合理化することを検討し、係る政策においては開発途上国の特異的なニーズや条件を全面的に考慮に入れ、自国の開発に対して可能性のある悪影響の最小限に抑えることを狙いとし、また貧困な地域社会や影響を受ける地域社会を保護する形とするよう促す。

<sup>32</sup> リオ+20成果文書のパラグラフ225では、subsidiesを「助成金」と訳されているが、リオ+20成果文書のパラグラフ173やG20首脳声明、APECの首脳宣言では「補助金」と訳されている。



## 2-9. 今後の資金戦略について

リオ+20成果文書では、資金に関する新規のコミットメントやイニシアティブ等は見られなかったが、今後、持続可能な開発目標（SDGs）の策定と並行する形で、資金戦略について検討するプロセスが行われることが合意された（リオ+20成果文書パラグラフ254～257参照）。

具体的には、30名の専門家からなる政府間委員会（持続可能な開発のための資金戦略に関する専門委員会）<sup>33</sup>が、持続可能な開発目標（SDGs）達成のための資金戦略に関する選択肢を2014年までに国連総会に提案することになっている。

### 関連するリオ+20成果文書の内容

254. 我々は、「国連持続可能な開発会議」の成果に従って行われる行動や持続可能な開発目標達成のために行われる行動を通じたものを含め、開発途上国における持続可能な開発の促進に向けた努力を強力に支援するための、多様な源泉からの資金源の大幅動員や資金の効果的な利用の必要性を認識する。

255. 我々は、国連総会の下、国連システムからの技術支援を受け、そして関連の国際的及び地域的な金融機関及びその他の関連ステークホルダーとのオープン且つ広範な協議を経た上での、政府間交渉プロセスの立ち上げに合意する。このプロセスにおいては、持続可能な開発目標の達成における資源の動員及びそれらの効果的利用を推進するための「持続可能なファイナンス戦略」に関する選択肢を提案する、報告書の作成を視野に、資金ニーズの評価を行い、既存の文書や枠組の効果、一貫性及び相乗効果を検討し、そして付加的イニシアティブを査定することになる。

256. 地域グループにより指名された30名の、地理的に平等な代表の専門家からなる政府間委員会がこのプロセスを実施し、作業は2014年までに完了予定である。

257. 我々は国連総会に対し、この報告書を検討し、適切な行動を取るよう要請する。

---

<sup>33</sup> 持続可能な開発のための資金戦略に関する専門委員会  
<http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?menu=1557>

### 第3部：持続可能な開発のための資金戦略策定に向けた今後の課題と提案

リオ+20においては、資金が大きな論点の一つとなったものの、新たなコミットメントや戦略は合意できずに終わってしまった。むしろ、資金に関する具体的な進展は、リオ+20成果文書で設置が決まった持続可能な開発のための資金戦略に関する専門委員会及びSDGsの策定プロセスに先送りした格好となった。

日本及び各国政府は、持続可能な開発のための資金戦略の策定にあたって、リオ+20で積み残しとなった論点を踏まえつつ、以下の点に合意するべきである。

1. 資金拠出額について：既存のODAの中には、持続可能な開発の実現に向けて効果が不十分なもの、環境・社会に多大な悪影響をもたらすものが少なくない。したがって、単に資金を増加させるだけでなく、貧困層・脆弱層に直接裨益し、持続可能な開発に資する資金の増加が必要である。そのためには、援助機関や実施機関等の実施能力強化や資金拠出の際の持続可能な開発への寄与度の評価方法・データ収集体制などを整備するべきである。
2. 援助効果について：プログラム・ベース・アプローチの拡大やカントリーシステムの活用拡大等、援助効果を高めるための援助プロセス簡素化は必要だが、審査・監督体制の欠如や環境社会配慮の低下に繋がらないようにする配慮が必要である（世界銀行の成果連動型プログラムローンでは、環境社会配慮基準の低下も見られている）。また、環境条約ごとに別々の資金メカニズムが整備されているが、優先度の高い課題への対処、重複の回避、効果向上等の観点から、各資金メカニズム間の調整を強化することが必要である。
3. 国際金融機関における持続可能な開発の主流化について：国際金融機関等における持続可能な開発の主流化のために、貧困削減効果・環境保全効果の高い事業の拡大、適切な環境社会配慮政策の整備が必要である。世界銀行は環境社会配慮政策<sup>34</sup>を改訂中（2014年に改訂完了を予定）であるが、特に近年拡大しつつある政策借款の環境社会配慮強化（戦略的環境影響評価の導入等）を図るべきである。
4. 南南協力・三角協力について：先進国による援助データの情報公開は経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）で整備されてきたが、非OECD諸国（新興国等）による援助は、そうした援助データの収集・公開が行われておらず、実態が不明確なままである。したがって、南南協力・三角協力を実施する非OECD諸国も含めた援助データ収集・公開体制を整備するべきである。

---

<sup>34</sup> 開発の過程における人々や環境への不当な悪影響を防止・軽減することを目的として世界銀行において定められた政策。環境アセスメント、自然生息地、森林、病虫害管理、有形文化資源、非自発的住民移転、先住民族、ダムの安全性、国際水路、紛争地域、借入国システムの試験的活用の11政策から成り立っている。

<http://go.worldbank.org/7LW3X1OBX0>

5. 汚職腐敗防止について：持続可能な開発に資する資金の効果的な活用をはかるために、国連汚職腐敗防止条約や採取産業透明性イニシアティブ（EITI：石油・ガス・鉱物資源等の開発から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進する多国間協力の枠組み）<sup>35</sup>への参加拡大、各国による情報公開に関する法制度等を通じて、汚職腐敗を防止する制度を整備・強化するべきである。
6. 革新的資金メカニズムについて：ODAを補完する資金を確保するために、革新的資金メカニズムの整備により資金源を拡充するべきである。ただし、非効率・不適切な資金利用を回避するために、透明性やガバナンスを十分に確保した上で導入する必要がある。
7. 民間資金について：民間が実施する開発金融においては、環境・社会に多大な悪影響をもたらすものが少なくない。したがって、民間銀行の環境社会配慮基準である Equator Principles（赤道原則）の強化・拡大等を通じて、民間資金の活用における環境社会配慮・情報公開・アカウンタビリティを徹底するべきである。また、民間資金の活用にあたって、貧困削減効果・環境保全効果の高い事業を拡大するために、持続可能な開発への寄与度の評価方法・データ収集体制などを整備するべきである。
8. 補助金・税制等について：非持続可能な補助金削減・撤廃を含む持続可能な開発に資する税財政を実現するべきである。ただし、補助金を削減・撤廃等の際には、貧困層・脆弱層への影響に十分に配慮する必要がある。また、各国の所得税・法人税引き下げ競争や多国籍企業のタックスヘイブン（租税回避地）利用等の拡大により、適切な税制を確立することが困難になっている現状を踏まえ、各国の税制に関する調整を強化することも重要である。

なお、本レポートでは、資金問題として主にリオ+20で取り上げられた課題を中心に扱ったが、軍事費の削減、国際的な金融取引への規制、原子力や兵器への投融資など、持続可能な社会構築に向けて検討が必要な課題もまだまだたくさんあり、そうした課題解決も重要である。

---

<sup>35</sup> Extractive Industries Transparency Initiative (EITI)  
<http://eiti.org/>

## おわりに

### ～持続可能な開発に資する資金メカニズム構築に向けた調査提言型NGOの役割と課題～

持続可能な開発に資する資金メカニズム構築に向けて、当センターのような調査提言型NGOの意義・果たすべき役割として、以下の点があげられる。

1. 問題をいち早く明らかにする役割：実際に資金拠出・事業実施によって環境破壊・人権侵害・汚職腐敗等が発生したり、効果のない事業が実施されたりしても、政府や企業が問題を十分に把握していないことも少なくない。調査提言型NGOが現場に入り、または現場の市民と協働することで、問題をいち早く明らかにし、改善を働き掛けることが可能になる<sup>36</sup>。
2. 既存の枠組みを超えて政策の適切な構築や改善を促す役割：革新的資金メカニズム促進や補助金・税制等の改革等におけるNGOの役割も高まりつつある。資金に関する政策形成においては、各省庁の縦割りが障害になることや、産業界・労働組合・消費者団体等の既存の団体だけではカバーできない課題・視点があることも少なくない。調査提言型NGOが、こうしたしがらみを超えた政策提言を行っていくことが重要である<sup>37</sup>。
3. 政策形成や実施の透明性を高める役割：利害関係の比較的少ない調査提言型NGOや市民が政策形成に参画することで、政策形成や実施の透明性を高めることも重要である。

このように、持続可能な開発に資する資金メカニズム構築に向けて欠かせない役割を果たす調査提言型NGOであるが課題も多い。調査提言型NGOの課題としては、以下の点があげられるだろう。

1. 安定した資金源の確保：調査提言型NGOの課題として、安定した資金源が国内で確保できていないことがあげられる。実際に、日本の助成財団の資金の多くが研究助成や案件実施型のNGOに向けられており、提言活動で助成金を獲得することが困難な状況が続いている。また、専門的な内容のため、幅広い市民からの寄付も集まりにくい。こういった調査提言型NGOの活動を支援していく枠組みの強化も早急に整備する必要があるだろう。
2. 国際NGOネットワークの強化：リオ+20成果文書でも鮮明化したように、近年では民間企業や民間銀行による資金拠出や南南協力や三角協力等の新興ドナーによる資金拠出が増えており、資金源の多様化が生じている。先進国政府による公的資金拠出をモニタリングす

---

<sup>36</sup> 当センターは、これまで、世界銀行・アジア開発銀行・国際協力銀行（JBIC）・国際協力機構（JICA）などが融資する途上国（特に南アジア）における開発事業によって引き起こされた環境問題・人権問題の解決のために、調査・提言活動を行ってきた。

<http://www.jacsces.org/sdap/index.html>

<sup>37</sup> 当センターは、日本における地球温暖化対処のための効果的な環境税の導入等、公正で持続可能な社会の構築に向けた税制・財政改革を進めるための調査・提言活動を行ってきた。

<http://www.jacsces.org/paco/index.html>

るNGOの国際ネットワークは整備されつつあるが、こうした資金の出し手の変化に合わせて、NGO側も新たなネットワークを構築する必要があるだろう。民間銀行の投融資における環境・人権問題をモニタリングするNGOの国際ネットワークの例として、Banktrack<sup>38</sup>やBankWiser<sup>39</sup>があるが、こうした取り組みをさらに推進していくことも重要である。

南北間の溝を埋める持続可能な開発の取り組みの強化が求められているが、それを円滑に進めるために重要な役割を果たすのが資金メカニズムである。言い換えれば、環境的適正と社会的公正にもとづく資金メカニズムの構築・創出こそが、持続可能な地球社会を実現する上で大きな鍵となるということである。NGOが果たすべき役割は、今後とも日増しに大きくなっていくと思われる。

---

<sup>38</sup> 民間銀行の政策や事業をモニタリングするNGOネットワーク。当センターも加盟している。  
<http://www.banktrack.org/>

<sup>39</sup> 民間銀行の環境・社会政策を評価するウェブサイトを運営するネットワーク。オランダで開始され、世界10か国に展開予定。日本からは当センターも参画している。  
<http://www.eerlijkebankwijzer.nl/english/>

# 資料編

## 成果文書概要

### 総論

- ◆ 持続可能な開発に向けた政治的コミットメントを再確認。貧困撲滅は世界が直面する最大の挑戦。ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が重要。持続可能な開発において人間が中心であることを認識。すべてのリオ原則及び過去のコミットメントを再確認。
- ◆ 過去20年間の経済成長・多様化等により得られた機会を捉える必要を認識。持続可能な開発の追求に関する主体及びステークホルダーの多様化を認識。
- ◆ 国連総会における人間の安全保障の議論に留意。
- ◆ GDPを補完する指標に関して、国連に対し、作業計画の立ち上げを要請。

### グリーン 経済

- ◆ 異なるアプローチを確認し、持続可能な開発を達成する上でグリーン経済は重要なツールと認識。
- ◆ グリーン経済の実施がそれを追求する国による共通の取組と認識。
- ◆ グリーン経済のツールボックスおよびベスト・プラクティスを各国と共有。
- ◆ 技術・イノベーションの重要性を確認。

### 制度的 枠組み

- ◆ 経済社会理事会(ECOSOC)を経済、社会、環境分野における主要な組織として強化。持続可能な開発委員会(CSD)に代わり、第68回国連総会の開始(2013年9月)までに第1回ハイレベル政治フォーラムを開催する。
- ◆ 国連環境計画(UNEP)強化・格上げ: 普遍的メンバーシップ、資金強化、国連フォーラム内での調整能力を強化する。具体的内容については第67回国連総会(2012年9月～)で決議を採択。

1

## 成果文書概要

### 行動的 枠組みと フォロー アップ

- ◆ 食料、水、エネルギー、海洋、気候変動、生物多様性、教育を始めとする26の分野別の取組について合意。
- ◆ 持続可能な都市については、3Rs (Reduce, Reuse, Recycle)、防災、資源効率性など経済、社会、環境の面で価値を有する都市づくりの重要性に合意。
- ◆ 防災については、兵庫行動枠組みの重要性、防災政策の主流化、すべての関係者が連携することの重要性等に合意。

### SDGs

- ◆ 持続可能な開発目標 (SDGs) : 政府間交渉プロセスの立ち上げに合意。SDGsは2015年以降の国連開発アジェンダに整合的なものとして統合すべきことに合意。

### 実施手段

- ◆ (資金) 国連総会の下に政府間プロセスを立ち上げ、「持続可能な開発ファイナンスング戦略」に関する報告書を作成。2014年までに政府間委員会による作業を終え、報告書を国連総会において検討する。
- ◆ (技術) 関連する国連機関に対し、環境に配慮した技術の開発、移転等を促進するメカニズムの選択肢を特定するよう要請。

2



## リオ+20とその後：持続可能な未来に向かって

リオ+20は、国連がこれまで主催した中でも最大級の会議となりました。この会議は持続可能な開発、すなわち豊かさや福祉、環境保護を全面的に統合する開発の実現に向けた新時代の幕開けを告げるものでした。会議は、世界が持続可能性の問題に焦点を絞ってアイデアを検討し、解決策を作り上げる貴重な機会となりました。

事実、リオ+20会議からは、いくつかの成果が生まれました。193カ国が全会一致で採択した53ページに上る成果文書は、持続可能な開発に関する国際協力の今後の方向性を定めています。また、政府、企業その他の市民社会パートナーは、700件を超える具体的なアクションを約束しました。これらは持続可能なエネルギーや輸送などの具体的なニーズに取り組み、実地に成果をあげられるものとなっています。リオでの約束の中には、10億人が持続可能なエネルギーを利用できるよう支援するための拠出金500億ドルも含まれています。そして、さらにもう一つの成果として、市民社会の声を反映する提言があげられます。

「成果文書は社会的、経済的、環境的福祉の基盤となるものです」。潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は閉会式で、参加者にこう語りかけました。「今度は私たちが、この基盤に実績を積み上げていく番です。リオ+20は基本原則を確認し、不可欠な約束を再び取り付け、私たちに新たな方向性を与えたのです」

### リオの成果

#### 政治文書

各国はリオ+20で、持続可能な開発に向けた決意を新たにし、地球のために、そして現在と将来の世代のために、経済的、社会的、環境的に持続可能な未来の実現に向けて歩みを進めることを約束しました。各国はまた、1992年地球サミットとそれ以降の持続可能な開発に関する数多くの会議で定められた諸原則も再確認しました。

- **グリーン・エコノミー**：持続可能な開発と貧困根絶の関連で、グリーン・エコノミーを発展させる要素として何が含まれ、何が含まれないのかにつき、各国は初めて、詳しく検討しました。成果文書には、グリーン・エコノミー政策をいかにして持続可能な開発を推進するツールとすることができるかに関する一節が含まれています。ここではすべての国が経済をグリーン化する方法を学びつつあり、経験や教訓の共有によって相互学習が進んでいることが指摘されています。
- **グローバルなレベルでの持続可能性への取り組み**：各国はリオで、持続可能な開発に向けた国際的行動の支援体制を強化する2つの措置に合意しました。グローバルなレベルでの意思決定を促



進する新たな機関の設置と、国連が環境問題を監視、評価し、これに取り組む能力の強化が、その具体的な内容です。

- 各国は、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの設置に合意しました。全世界の政府と市民社会からハイレベルの政策決定者がメンバーに加わり、持続可能な開発の社会的、経済的、環境的側面の統合の最も良いあり方について話し合うことになっています。
- 各国はまた、国連環境計画（UNEP）を全加盟国が参加する機関とし、その財務基盤を強化することにより、大幅な拡充を図ることにも合意しました。具体的には、「その任務を全うできるように、国連の通常予算と自発的拠出金からより多くの確実、安定的かつ十分な資金」の調達を求めています。
- **持続可能な開発目標（SDGs）**：ミレニアム開発目標（MDGs）が、貧困と人間開発の問題への取り組みを活性化させるうえで大きな成功を収めたとの認識に立ち、各国はリオ+20で「アクション志向で簡潔、分かりやすく」、かつ、グローバルな性質を有し、すべての国々に普遍的に適用できる主要な持続可能な開発目標をいくつか設定する必要性について合意しました。SDGsと呼ばれるこれら目標は、持続可能な開発にとって優先的な領域を中心に、今後2年間のうちに策定され、前進を測る尺度として用いられることとなります。これら目標の策定プロセスは、現在のMDGsの達成度を審査し、今後の戦略を練るための取り組みに統合されます。また、国連事務総長が任命するパネルは、MDGsの達成期限である2015年以降に関するオプションを検討するほか、総会も30人編成の政府間パネルを設置し、SDGsの策定にあたらせることになりました。
- **リソース**：各国は、持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを含め、リオで合意された約束を実現するための持続可能な開発の財源戦略の策定に合意しました。今後は総会を通じた政府間協議で資金ニーズを査定し、既存の資金調達手段と枠組みの実効性を検討し、追加的な取り組みの評価を行うこととなります。これにあたっては、リソースの動員と持続可能な開発目標の達成に向けた効果的な活用を促進するための、実効的で持続可能な開発財源戦略の策定を視野に入れて行われます。一連のプロセスは、地理的な公平性を念頭に地域グループが指名する専門家30人で構成される政府間委員会に委ねられ、その作業は2014年までに完了する予定です。
- **持続可能な消費と生産**：各国がその消費・生産パターンの持続可能性を高めていくための指針として、持続可能な消費と生産に関する「10カ年計画枠組み」が採択されました。2012年9月に始まる総会では、加盟国で構成される組織を設置したうえで、この枠組みを率先して実施に移すために必要な措置があれば、これを講じていくこととなります。
- **テクノロジー**：リオ+20成果文書は、環境上適正な技術に関する国際共同研究の強化を求めるとともに、関連の国連機関に対し、技術移転を促進するメカニズムに関するオプションを明らかにするよう要請しています。





- **持続可能な成長の測定**：国内総生産（GDP）をはじめとする現行の尺度は、持続可能な開発の社会的または環境的側面における前進を反映していないとの認識から、各国は、GDPを補完する、より幅広い前進の尺度が必要だという点で合意しました。国連統計委員会は、既存の取り組みを土台に、この分野の作業計画を立ち上げるよう要請されました。
- **企業によるサステナビリティ報告**：リオ+20は、上場企業や大企業をはじめとする企業に対して、その定期報告に持続可能性に関する情報を含めることを検討するよう促し、大きな一歩を踏み出しました。

### アクションの約束

交渉により成立した文書に加え、リオ+20では持続可能な開発を行動に移すための自主的な約束が発表され、これが会議最大の遺産となりました。リオ+20では、5,130億ドルもの資金の拠出が表明されたほか、市民団体や企業、政府、大学などが700件を超える自主的な取り組みを発表しました。その内容については、[リオ+20のウェブサイト](#)をご覧ください。

国連事務総長は次のようにコメントしています。「成果文書が持続可能な開発を目指す行程の次段階の基盤になるとすれば、リオで発表された約束は、その上に築くべき建物のレンガやセメントとなるものです。それはリオ+20の具体的かつ恒久的な遺産といえるでしょう」

クリーン・エネルギーへのアクセス拡大、エネルギー効率の改善、さらには再生可能エネルギーの利用拡充に向け、数十億ドル相当の拠出が約束されました。今後10年間で、より持続可能な輸送手段へと投資の対象をシフトさせるという重要な約束も発表されました。

- **国連「すべての人のための持続可能エネルギー（Sustainable Energy for All）」イニシアチブ**：アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、小島嶼開発途上国の 50 カ国を超える政府は、エネルギーへのアクセス確保、エネルギー効率の倍増、再生可能エネルギー比率の倍増というイニシアチブの 3 つの目標を 2030 年までに達成するためのエネルギー計画を策定中です。企業と投資家は、イニシアチブの 3 つの目標達成に向け、500 億ドル以上の拠出を約束しました。官民による「すべての人のための持続可能エネルギー」事業から恩恵を受ける人々は、10 億人を超えると見られます。具体的には、下記のような約束が発表されています。
  - 社会起業家のディー・ライトデザインは 2015 年までに、40 カ国以上の 3,000 万人にソーラーランプを提供することを約束しました。
  - このイニシアチブとの連携を最初に発表した国の一つであるガーナは、能力育成と革新的な資金調達メカニズムを支援する国家エネルギー行動計画を策定中です。





- 世界の最大企業第 5 位のシノペックは、水の消費と廃棄物の削減、エネルギー効率の改善を含め、2015 年までに同社のエネルギーと環境に対する影響を縮小するため、10 億ドルの拠出を誓約しました。
- 米国は、政策と規制の策定に関する有償・無償の資金供与と借入保証、官民のエネルギー技術面でのパートナーシップ、および、クリーン・エネルギー技術への民間投資促進に向けた貸付と保証の形で、20 億ドルを供与すると発表しました。
- **持続可能な輸送**：アジア開発銀行をはじめ、持続可能な低炭素交通構想（SloCaT）に参加する 8 つの国際開発銀行は、開発途上国の持続可能な輸送を支援するため、2020 年までに 1,750 億ドル 以上の資金を供与すると発表しました。渋滞や大気汚染、交通事故、輸送関連の気候変動のコストは年間で、一国の GDP の 5~10% にも及ぶことがあります。公共交通機関と自転車の利用者や歩行者よりも、自動車の利便性を重視した都市計画が数十年続いたことにより、輸送部門は現在、温室効果ガスの排出源として最も急速に増大しています。この構想は、リオで約束されたその他 16 件の取り組みとともに、時代が持続可能な輸送に向けて大きく舵を切ったことを示しています。
- **海洋**：世界銀行は、80 を超える国、市民団体、民間企業、国際機関がその「海洋のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Oceans）」に対する支持を表明したと発表しました。
- **企業**：国連グローバル・コンパクトの「コーポレート・サステナビリティ・フォーラム（Corporate Sustainability Forum）」の閉幕にあたり、企業は持続可能な開発に向け、200 件を超える取り組みを約束しました。具体的には下記があげられます。
  - ヨーロッパ最大のホームセンター、キングフィッシャーは 2020 年までに、その事業全体で使用する木材と紙をすべて倫理的調達に切り替えることを約束しました。
  - アルボレム社はブラジル最大の農地改革推進団体「植物資源ゲノム研究所（Instituto Genômico de Recursos Florestais）」との間で、零細農家の貧困を解消するため、その生産性と所得の向上を支援する協定を結びました。
  - マイクロソフトはカーボンオフセットの取り組みにより、カーボンニュートラルを達成すると述べました。
  - ユニリーバは、自社製品による温室ガス排出への影響を半減させる取り組みに着手しています。
  - ナイキは 2020 年までに、サプライチェーン全体の有害化学品排出量をゼロにする目標を定めています。
  - 23 の企業が、その気候変動への影響を透明化し、開示することを約束しました。
- **持続可能な開発と教育**：世界各地の主要なビジネススクールと大学 260 校は、持続可能性の問題を授業や研究だけでなく、自校の運営や組織活動にも取り入れることを約束する「高等教育機関宣言（Declaration for Higher Education Institutions）」に支持を表明しました。





**RIO+20**  
United Nations  
Conference on  
Sustainable  
Development

- **食料安全保障と持続可能な農業**：国連事務総長はリオ+20で、「貧困ゼロ・チャレンジ (Zero Hunger Challenge)」を発足させました。これは、すべての人が食料を得る権利を手にし、あらゆる食料システムが強靱性を備えた未来を目指すにあたり、すべての国々に大胆かつ野心的なアクションを呼びかけたものです。貧困ゼロ・チャレンジは、零細農家の生産性を向上させながら、一年を通じて十分な食料へのアクセスを100%確保する一方で、食料の損失や浪費をゼロに抑えることをねらいとしています。すでに数カ国がこのチャレンジに挑んでいます。例えば英国は、零細農家による数百万人への食料供給を支援するため、1億5,000万ポンド（約2億3,400万ドル）の拠出を約束しました。
- **持続可能性と科学**：リオ+20では、環境上の危険と変化の兆候を早期に捉え、人間の食料、水、エネルギー、健康に対するニーズを満たすという多面的な問題について最善の科学的解決策を見出すため、グローバルなレベルで持続可能性に関する科学研究を調整する10カ年綱領「フューチャー・アース (Future Earth)」が導入されました。また、若手科学者の育成と研究奨励もねらいとしています。フューチャー・アースによる連携を後援する国際科学会議 (ICSU) は、パリに本部を置く非政府組織 (NGO) で、世界121カ国の科学機関と30の国際科学連合が加盟しています。また、リオではブラジル政府も、世界持続可能開発センター（「リオ+センター (Rio+Centre)」）の創設を発表しました。リオ+センターは、持続可能な開発に関する研究や知識交換、国際的な議論を促進していきます。リオデジャネイロ州政府、リオデジャネイロ市、いくつかの国連機関に加え、学術研究機関や企業、市民団体もそのパートナーに加わっています。

**私たちが直面する課題**：リオ+20の成果は、気候変動を引き起こしている排出量の継続的増大や、生物多様性損失の主因となっている生息地の消失といった重要な問題に取り組む上で、重要な一歩となります。世界は現在、次のような課題を抱えています。

- ほとんどの生息地が減退し、生物種絶滅のペースも加速していると見られる中で、自然が人間に提供するサービスの3分の2が低下しています。
- 燃料の燃焼から生じる二酸化炭素の世界的な年間排出量は、1990年から2009年にかけて約38%増大しましたが、特に2000年以降はその増加率が上昇しています。
- 世界人口の20%は依然として電力を利用できず、27億人は今でも炊事にバイオマスを用いています。
- 魚種資源全体の85%は乱獲、枯渇、回復中または完全利用の状態にあります。
- 全世界で、今でも5,700万人の子どもが貧困のため小学校に通うことができず、世界の成人人口の16%に当たる7億9,300万人（うち3分の2は女性）は依然として基本的な読み書きの能力を欠いています。
- 世界は引き続き、憂慮すべきスピードで森林被覆を失いつつあり、森林破壊率は低下の兆しを見せているとはいえ、森林の純減面積は毎年520万ヘクタールに及びます。



United Nations

20-22 June 2012 • Rio de Janeiro, Brazil • [www.uncsd2012.org](http://www.uncsd2012.org)



**RIO+20**  
United Nations  
Conference on  
Sustainable  
Development

**背景：**国連総会はリオ+20 に対し、持続可能な開発に向けた政治的決意を新たにし、持続可能な開発に関する重要なサミットの成果実施に向けた進捗状況と残る課題を検証するとともに、新たに生じつつある課題に取り組むよう求めました。総会は、持続可能な開発と貧困根絶の関連における「グリーン・エコノミー」と、「持続可能な開発に向けた制度的枠組み」の 2 つを会議のテーマとしました。リオ+20 の全体的な目標は、持続可能な開発に向けた対応を活性化することとされました。

リオ+20 は、同じくリオデジャネイロで開かれた 1992 年地球サミットの 20 周年に合わせて開催されました。この地球サミットで全世界の代表が持続可能な開発の青写真として採択した「アジェンダ 21」は、過去の交渉で成立した文書の中でも、おそらく最も広範かつ複雑な文書の一つとなりました。地球サミットでは、気候変動と生物多様性に関する 2 つの条約に署名が行われたほか、砂漠化防止条約に関する交渉も開始されました。

ところが、その後の 20 年間で「アジェンダ 21」の履行は難しいことが判明しました。貧困の削減には前進が見られ、極度の貧困の中で暮らす人々が世界人口に占める割合も、1992 年の 46%から 2005 年には 27%へと低下しました。しかし、世界の重要な環境システムは、気温の上昇、干ばつや洪水の頻発、深刻化といった形で未曾有の変化を遂げる一方で、この変化のスピードや規模を緩和するための取り組みは、今のところ成果を上げていません。

**数字で見るリオ+20：**100カ国を超える政府から、首脳レベルの参加がありました。その内訳は、国家元首が57人、副大統領が8人、首相が31人、副首相が9人となっています。これに加えて、487人の閣僚も会議に出席しました。会議参加者の総数は3万人に上り、議場への入場許可証は延べ4万5,000人に発行されました。10日間にわたる関連会期中（6月13日～22日）、議場となったリオセントロ・コンベンションセンターでは498件のサイドイベントが開かれました。会議では205kmに及ぶ光ファイバー・ケーブル・ネットワークが使用されたほか、3万2,000人が同時に利用できる無線インターネット接続も提供されました。

リオでの会議の様子は、4,000人以上のジャーナリストにより報道され、リオ+20に関する記事の総数は全世界で16万件を超えました。

リオから遠く離れた場所からも、会議への参加がありました。会議へのバーチャル参加により、5,000万人以上が持続可能な開発と自分たちが望む未来に関するアイデアや考え方を共有、閲覧し、ツイッターではハッシュタグ#Rioplus20で、10億件を超えるツイートが寄せられました。ポルトガル語での投稿の閲覧者も多く、ブラジルでのリオ+20関連のキャンペーンは、Facebookで100万人以上が閲覧しました。

- リオ+20に関し、さらに詳しくは [www.uncsd2012.org](http://www.uncsd2012.org)（英文）をご覧ください。
- 国連広報センターの「リオ+20特別ページ」は <http://unic.or.jp/rio20/>（和文）をご覧ください。

Issued by the UN Department of Public Information  
日本語版：国連広報センター（UNIC）



United Nations

20-22 June 2012 • Rio de Janeiro, Brazil • [www.uncsd2012.org](http://www.uncsd2012.org)

# 「リオ+20における「緑の未来」イニシアティブ

## イニシアティブのイメージ

### 環境未来都市の世界への普及

#### (1) 我が国の「環境未来都市」づくり経験の同時進行共有

- 一 途上国の都市開発関係者を被災地の環境未来都市等に年間100人招聘
- 一 「環境未来都市」構想に関する国際会議を日本で開催

#### (2) 途上国への支援

- 一 我が国技術をいかした日本版環境配慮型都市(スマートコミュニティ)の展開

### 世界のグリーン経済移行への貢献

#### (1) 我が国の知見を共有し、途上国のグリーン成長戦略策定・実施を支援

- 一 政策対話の強化(東アジア低炭素パートナーシップ対話, アフリカ・グリーン成長戦略等を活用)
- 一 「緑の協力隊」(今後3年間で1万人の専門家の編成などにより, グリーン経済移行に向けた人材育成を後押し)

#### (2) 環境・低炭素技術導入のための途上国支援

- 一 再生可能エネルギー分野等の気候変動分野で今後3年間で30億ドルの支援を実施。
- 一 二国間オフセット・クレジット制度の構築(2013年からの運用開始を目指し, モデル事業の実施, キャンパシティブレディング等を推進)

### 強靱な社会づくり

#### (1) 総合的な災害対策における途上国支援

- 一 途上国に対する強靱な社会構築のための技術, インフラ, 制度支援の強化を通じ防災の主流化を主導すべく, 今後3年間で30億ドルの支援を実施。

#### (2) 世界防災閣僚会議in東北(7月)

- 2005年に策定された「兵庫行動枠組」に代わる新たな国際合意の策定始動に貢献。

### 上記とあわせた取組(持続可能な開発のための基盤づくり)

- > 生物多様性の保全及び持続可能な利用: 生物多様性条約事務局に拠出した日本基金(平成23年度40億円)を活用し, 今後4年間の途上国の能力開発に貢献。
- > 持続可能な開発のための教育(ESD): 「国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD)の最終年である2014年に, ユネスコとの共催により「ESDに関する世界会議」を我が国(名古屋)で開催。
- > 水と衛生, 適正な廃棄物管理(3R), 総合的な地球観測(GEOSS), 食料安全保障

# 参考 諸外国の政府開発援助

## 第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表 IV-24 DAC諸国の政府開発援助実績(2011年)

国名	支出総額ベース		対前年伸び率 (%)		構成比 (%)		対前年伸び率 (%)		支出総額ベース		対前年伸び率 (%)
	順位	実績	順位	実績	順位	実績	順位	実績	順位	実績	
米国	1	30,924	1	32,133	1	21.6	1	3.1	1	32,133	3.1
ドイツ	2	14,093	3	15,596	3	10.5	3	8.4	3	15,596	8.4
英国	3	13,832	6	14,174	5	9.5	5	5.8	5	14,174	5.8
フランス	4	12,997	4	14,436	4	9.7	4	0.4	4	14,436	0.4
日本	5	10,831	2	19,992	2	13.4	2	6.2	2	19,992	6.2
オランダ	6	6,344	7	6,558	6	4.4	6	1.4	6	6,558	1.4
スウェーデン	7	5,603	8	5,606	7	3.8	7	23.5	7	5,606	23.5
カナダ	8	5,457	5	5,504	8	3.7	8	4.8	8	5,504	4.8
オーストラリア	9	4,983	9	4,983	9	3.3	9	30.2	9	4,983	30.2
ノルウェー	10	4,934	10	4,934	10	3.3	10	7.7	10	4,934	7.7
イタリア	11	4,326	11	4,626	11	3.1	11	45.5	11	4,626	45.5
スペイン	12	4,173	12	4,477	12	3.0	12	-29.1	12	4,477	-29.1
スイス	13	3,076	13	3,128	13	2.1	13	35.1	13	3,128	35.1
デンマーク	14	2,931	15	3,001	15	2.0	15	0.8	15	3,001	0.8
ベルギー	15	2,807	14	3,018	14	2.0	14	-1.1	14	3,018	-1.1
フィンランド	16	1,406	16	1,426	16	1.0	16	7.0	16	1,426	7.0
韓国	17	1,328	17	1,373	17	0.9	17	13.8	17	1,373	13.8
オーストラリア	18	1,111	18	1,116	18	0.7	18	-8.1	18	1,116	-8.1
アイスランド	19	914	19	914	19	0.6	19	2.1	19	914	2.1
ポルトガル	20	708	20	746	20	0.5	20	8.9	20	746	8.9
ギリシャ	21	425	21	425	21	0.3	21	-16.3	21	425	-16.3
ニュージーランド	22	424	22	424	22	0.3	22	23.9	22	424	23.9
ルクセンブルク	23	409	23	413	23	0.3	23	2.6	23	413	2.6
DAC諸国計		134,038		149,005		100.0		5.5		149,005	5.5

出典: DACアレクサリス、DAC統計(DAC statistics on OECD/STAT)  
 \*1 DAC:経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC/Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)  
 \*2 四捨五入の關係上、合計が一致しないことがある  
 \*3 東欧および卒業国向け援助を除く  
 \*4 マイナスは交付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

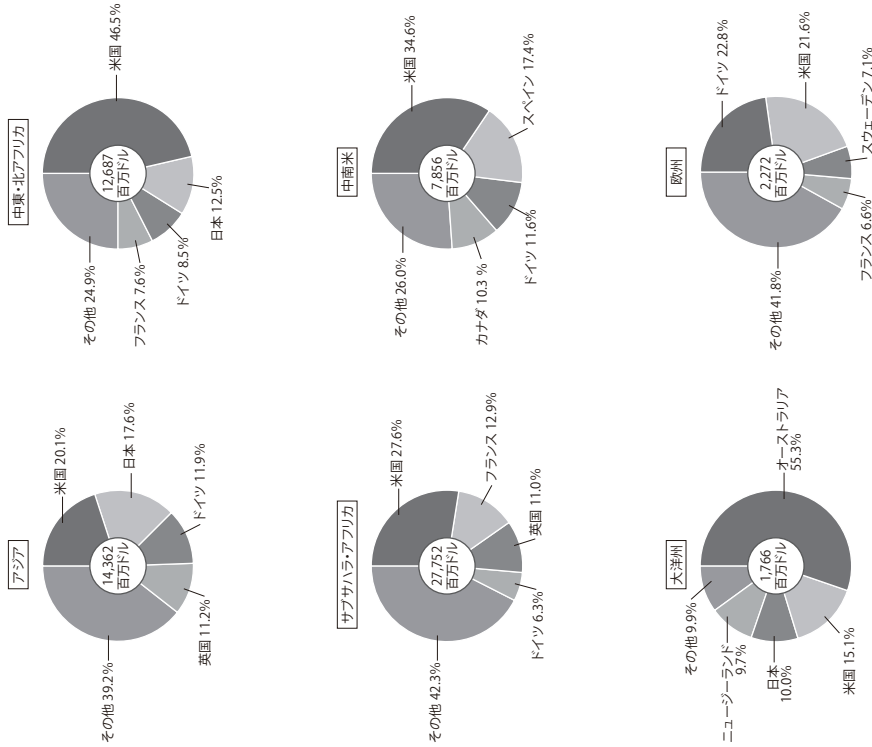
図表 IV-25 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳(2010年)

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助			計	国際機関向け政府開発援助			
			無償資金	技術協力	政府貸付等		無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	30,353	26,789	595	-798	26,587	26,789	595	-798	3,766
2	英国	13,053	7,047	677	292	8,017	7,047	677	292	5,036
3	ドイツ	12,985	2,422	4,475	1,139	8,036	2,422	4,475	1,139	4,950
4	フランス	12,915	3,979	2,680	1,128	7,787	3,979	2,680	1,128	5,128
5	日本	11,021	4,273	2,670	395	7,337	4,273	2,670	395	3,684
6	オランダ	6,357	4,556	396	-111	4,841	4,556	396	-111	1,516
7	スペイン	5,949	2,666	673	660	3,999	2,666	673	660	1,951
8	カナダ	5,209	1,785	2,185	-43	3,926	1,785	2,185	-43	1,282
9	ノルウェー	4,580	3,180	276	105	3,561	3,180	276	105	1,019
10	スウェーデン	4,533	2,212	697	6	2,915	2,212	697	6	1,618
11	オーストラリア	3,826	1,559	1,650	33	3,241	1,559	1,650	33	585
12	ベルギー	3,004	1,384	672	-4	2,051	1,384	672	-4	953
13	イタリア	2,996	759	115	-57	2,237	759	115	-57	2,237
14	デンマーク	2,871	2,095	53	-38	2,109	2,095	53	-38	763
15	スイス	2,300	1,538	161	14	1,712	1,538	161	14	588
16	フィンランド	1,333	486	315	39	839	486	315	39	494
17	オーストラリア	1,208	400	212	1	612	400	212	1	596
18	韓国	1,174	379	195	327	901	379	195	327	273
19	アイスランド	895	573	12	-	585	573	12	-	310
20	ポルトガル	649	116	97	183	396	116	97	183	253
21	ギリシャ	508	84	128	-	212	84	128	-	296
22	ルクセンブルク	403	256	6	0	262	256	6	0	141
23	ニュージーランド	342	209	62	-	271	209	62	-	71
DAC諸国計		128,466	68,688	19,002	3,269	90,958	68,688	19,002	3,269	37,508
DAC諸国平均		5,585	2,986	826	142	3,955	2,986	826	142	1,631

出典: DAC統計(DAC statistics on OECD/STAT)  
 \*1 順位は政府開発援助実績(支出総額ベース)の順  
 \*2 四捨五入の關係上、合計が一致しないことがある  
 \*3 東欧および卒業国向け援助を除く  
 \*4 マイナスは交付などの回収額が供与額を上回ったことを示す



図表 IV-26 地域別実績における主要DAC援助国(2010年)



出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD/STAT)  
\*1 支出総額ベース  
\*2 地域分類は図表IV-12二国面政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ  
\*3 東欧および中央東欧向け援助を除く  
\*4 グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計

図表 IV-27 DAC諸国の贈与比率

国名	2009/2010年 順位	2009/2010年 贈与比率(%)	2008/2009年 順位	2008/2009年 贈与比率(%)
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
米国	6	100.0	7	100.0
アイスランド	7	100.0	8	99.4
オーストリア	8	99.7	8	99.4
スウェーデン	9	98.9	12	98.5
デンマーク	9	98.8	10	98.9
スイス	11	98.8	9	99.2
オーストラリア	12	98.2	11	98.8
フィンランド	13	98.0	14	97.4
ベルギー	14	97.7	13	98.4
ノルウェー	15	97.4	15	96.3
イタリア	16	95.4	17	93.5
英国	17	95.1	16	95.0
スペイン	18	88.7	19	85.2
ドイツ	19	81.0	20	84.0
ポルトガル	20	75.2	18	87.0
フランス	21	67.6	21	73.2
日本	22	52.3	22	47.2
韓国	23	45.7	23	44.0
DAC諸国平均		86.3		86.9

出典: DAC贈与報告  
\*1 国名は2009/2010年平均における贈与比率の高い順  
\*2 債務救済を除く  
\*3 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位が異なる場合がある

図表 IV-28 DAC諸国の贈与額

国名	2009/2010年 順位	2009/2010年 贈与額(百万ドル)	2008/2009年 順位	2008/2009年 贈与額(百万ドル)
米国	1	30,409	1	28,537
英国	2	11,849	3	11,067
ドイツ	3	11,788	2	13,020
フランス	4	10,884	4	10,486
日本	5	9,705	5	9,662
オランダ	6	6,527	6	6,931
スペイン	7	5,749	7	6,525
カナダ	8	4,647	8	4,437
スウェーデン	9	4,495	9	4,570
オーストラリア	10	4,256	11	3,953
ニュージーランド	11	3,234	13	2,787
アイスランド	12	3,174	10	4,118
イタリア	13	2,878	12	2,823
デンマーク	14	2,828	14	2,560
ベルギー	15	2,290	15	2,159
スイス	16	1,279	17	1,209
オーストリア	17	1,180	16	1,455
アイスランド	18	950	18	1,167
韓国	19	724	20	617
ギリシャ	20	557	19	655
ポルトガル	21	464	21	473
ルクセンブルク	22	409	22	415
ニュージーランド	23	376	23	329
合計		120,602		119,951

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD/STAT)  
\* 国名は2009/2010年平均における贈与額の多い順

図表 IV-29 DAC諸国のグラント・エレメント

国名	順位	2009/2010年	2008/2009年	順位	2008/2009年
オーストラリア	1	1000	1000	1	1000
カナダ	1	1000	1000	1	1000
フランス	1	1000	1000	1	1000
ドイツ	1	1000	1000	1	1000
イタリア	1	1000	1000	1	1000
英国	1	1000	1000	1	1000
米国	1	1000	1000	1	1000
日本	1	1000	1000	1	1000
韓国	13	1000	1000	13	1000
オーストラリア	14	999	999	14	999
スウェーデン	15	996	997	15	997
ベルギー	16	994	996	16	996
オーストラリア	17	990	989	17	989
スウェーデン	18	972	972	18	972
韓国	19	935	935	19	935
オーストラリア	20	929	929	20	929
ドイツ	21	910	910	21	910
日本	22	876	876	22	876
フランス	23	861	861	23	861
DAC諸国平均		95.4			96.1

出典: DAC諸国報告  
\*1 国名は2009/2010年平均におけるグラント・エレメントの高い順  
\*2 債務返済を除く  
\*3 非アーン・エレメント (GE Grant/Benefit) 補助条件の異なるものを表示するための指標。商業条件(金利削減)に設定した場合の値  
\*4 非アーン・エレメント (GE Grant/Benefit) 補助条件の異なるものを表示するための指標。商業条件(金利削減)に設定した場合の値  
\*5 %の数値は、与成点以下業点で当該国に与えているため、同一順位の数値は異なる場合がある

図表 IV-30 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイプ・ステータス

国名	アンタイド		部分アンタイド		タイプ	
	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年
アイルランド	1000	1000	—	—	—	—
英国	1000	1000	—	—	—	—
フランス	1000	1000	—	—	—	—
ドイツ	999	999	—	—	—	—
カナダ	983	983	0.0	0.0	0.7	1.7
ルクセンブルク	920	1000	—	—	—	—
フランス	920	920	—	—	—	—
日本	915	915	—	—	—	—
オーストラリア	907	948	3.4	3.4	2.9	5.2
ベルギー	905	905	—	—	—	—
オーストラリア	897	897	—	—	—	—
オーストラリア	894	894	—	—	—	—
オーストラリア	843	903	—	—	—	—
スウェーデン	766	766	16.6	16.6	7.3	19.7
スウェーデン	740	902	—	—	—	—
米国	695	698	—	—	—	—
オーストラリア	672	552	—	—	—	—
オーストラリア	622	498	—	—	—	—
イタリア	585	562	0.0	0.1	37.8	50.1
韓国	357	484	1.0	0.5	64.3	51.6
オーストラリア	329	281	—	—	67.1	71.9
DAC諸国平均	83.6	84.5	1.3	0.2	15.1	15.4

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)  
\*1 アンタイド・タイプは、プロジェクトに必要な資機材などの調達  
\*2 アンタイド・タイプは、プロジェクトに必要な資機材などの調達  
\*3 国名はアンタイドの比率の高い順  
\*4 非アーン・エレメント (GE Grant/Benefit) 補助条件の異なるものを表示するための指標。商業条件(金利削減)に設定した場合の値  
\*5 技術協力および行政経費を除く

図表 IV-31 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

支出種別ベース	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
政府開発援助実績総額(億ドル)	110.2	303.5	130.5	129.2	129.9	30.0	52.1	1,284.7
2010年	108.3	309.2	138.3	130.0	140.9	43.3	54.6	1,340.4
2011年	0.20	0.21	0.57	0.50	0.39	0.15	0.34	0.32
対GNI比(%)	0.18	0.20	0.56	0.46	0.39	0.20	0.32	0.31
DAC諸国全体に占める割合(2011年、%)	8.1	23.1	10.3	9.7	10.5	3.2	4.1	100.0
対前年伸び率(2010年→2011年、%)	-1.7	1.9	6.0	0.6	8.5	44.4	4.8	4.3
2010年の約束額(債務返済を含む)(億ドル)	217.6	371.3	92.8	157.1	165.2	34.8	49.5	1,518.5
多国間援助の割合(2009年→2010年平均、%)	34.0	12.5	36.7	41.3	39.6	74.0	23.3	29.7
対IDCs (後開発途上国)	47.5	46.7	50.9	34.2	40.0	46.8	63.6	46.6
対LICs (低所得国)	27.6	15.1	18.4	16.3	12.8	11.0	15.2	16.0
約束額ベース(単位:%)								
政府開発援助全体のグラント・エレメント	87.6	100.0	100.0	86.1	91.0	99.0	100.0	95.4
(2009年→2010年平均、債務返済を除く)	87.9	65.7	—	47.7	—	74.1	—	87.4
二国間借款のグラント・エレメント	—	—	—	—	—	—	—	—
(2009年→2010年平均、債務返済を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
二国間ODAの対IDCsグラント・エレメント	96.9	100.0	100.0	93.1	100.0	100.0	100.0	99.1
(2009年→2010年平均、債務返済を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
政府開発援助全体の贈与比率	52.3	100.0	95.1	67.6	81.0	95.4	100.0	86.3
(2009年→2010年平均、債務返済を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
二国間政府開発援助の贈与比率	40.9	100.0	92.3	57.8	69.5	81.7	100.0	82.3
(2009年→2010年平均、債務返済を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
二国間政府開発援助のアンタイド	93.7	69.5	100.0	96.6	96.0	58.5	99.3	83.6
部分アンタイド	3.4	—	—	—	—	1.0	—	1.3
タイプ・ステータス	2.9	30.5	—	3.4	4.0	40.5	0.7	15.1
(2010年) <sup>(*)</sup>								

出典: DAC諸国報告、DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)  
\* 二国間政府開発援助のタイプ・ステータスは技術協力および行政経費を除く

図表 IV-32 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2010年)

分野	日本		米国		英国		フランス		ドイツ		イタリア		カナダ		DAC平均
	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	カナダ							
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)	22.5	48.2	43.7	29.3	39.6	33.0	40.8	37.5	—	—	—	—	—	—	
経済インフラ(輸送、通信、電力等)	48.0	10.3	8.1	8.8	34.1	6.5	3.0	17.2	—	—	—	—	—	—	
農業分野(農業、林業、漁業等)	4.2	6.2	1.8	3.9	4.2	4.0	12.9	5.6	—	—	—	—	—	—	
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)	10.6	7.4	21.8	27.0	10.9	14.3	11.1	14.7	—	—	—	—	—	—	
緊急援助(人道支援、食糧援助等)	4.1	16.8	6.8	0.5	3.4	7.5	13.4	8.7	—	—	—	—	—	—	
プログラム援助等(債務返済、行政経費等)	10.6	11.1	17.7	30.5	7.8	34.8	18.8	16.2	—	—	—	—	—	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	100.0	

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)  
\*1 四捨五入の關係上、各分野の計が100%とされないことがある  
\*2 東欧および卒業国向け援助を除く

## 第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 IV-33 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関に対する拠出額の割合

(支出総額ベース、2か年平均、単位：%)

国名	2004/2005年 平均	2005/2006年 平均	2006/2007年 平均	2007/2008年 平均	2008/2009年 平均	2009/2010年 平均
日本	26.1	27.3	30.8	27.2	31.8	34.0
米国	12.2	9.2	11.6	12.2	12.0	12.5
英国	27.6	27.2	35.7	39.5	35.4	36.7
フランス	30.8	26.5	30.8	37.8	41.1	41.3
ドイツ	36.0	29.4	34.1	35.2	38.0	39.6
イタリア	60.6	51.1	57.0	64.8	66.7	74.0
カナダ	24.1	27.9	26.8	26.5	26.0	23.3
DAC平均	26.7	24.7	27.9	29.2	29.5	29.7

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

図表 IV-34 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ (2010年)

(支出総額ベース、単位：百万ドル、%)

国名	政府開発援助	その他政府 資金	NGO贈与	民間資金	総計	対GNI比 (%)
米国	30,353	5	22,786	161,234	214,378	1.46
英国	13,053	-19	352	12,246	25,632	1.12
ドイツ	12,985	-408	1,464	27,595	41,637	1.24
フランス	12,915	-573	—	22,856	35,198	1.35
日本	11,021	3,662	692	32,837	48,213	0.86
オランダ	6,357	—	657	5,999	13,013	1.67
スペイン	5,949	—	—	4,391	10,340	0.74
カナダ	5,209	1,351	1,953	14,124	22,636	1.46
ノルウェー	4,580	1	—	1,504	6,084	1.46
スウェーデン	4,533	0	221	372	5,127	1.10
オーストラリア	3,826	266	928	9,511	14,531	1.23
ベルギー	3,004	-15	377	4,530	7,896	1.68
イタリア	2,996	-151	150	6,612	9,608	0.47
デンマーク	2,871	-34	178	1,779	4,794	1.52
スイス	2,300	—	414	19,255	21,968	3.86
フィンランド	1,333	43	14	2,922	4,312	1.78
オーストラリア	1,208	-154	167	3,609	4,830	1.29
韓国	1,174	1,895	49	8,716	11,834	1.17
アイルランド	895	—	300	1,500	2,695	1.57
ポルトガル	649	—	5	-492	162	0.07
ギリシャ	508	—	10	243	761	0.26
ルクセンブルク	403	—	9	—	411	1.07
ニュージーランド	342	8	49	26	426	0.32
DAC諸国計	128,466	5,878	30,775	341,368	506,487	1.26

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

- \*1 国名は政府開発援助実績 (支出総額ベース) の順
- \*2 四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある
- \*3 東欧および卒業国向け援助を除く
- \*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
- \*5 0は「1」に満たない実額を示す

資料  
提供  
参考

図表 IV-35 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分 国名	NGO自己資金 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGO自己資金に対する政 府開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金 (%)		国民1人当たりのNGO 援助実績 (ドル)		NGO援助実績に占める 政府補助金 (%)	
	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009
日本	692	533	11,021	9,467	1: 15.9	1: 17.7	141	123	1.3	1.3	6.5	5.1	16.9	18.8
アイルランド	300	182	895	1,006	1: 3.0	1: 5.5	93	118	10.4	11.7	85.8	67.3	23.6	39.2
イタリア	150	162	2,996	3,297	1: 19.9	1: 20.3	15	0	0.5	0.0	2.7	2.7	9.0	0.1
オーストラリア	928	—	3,826	2,762	1: 4.1	—	92	3	2.4	0.1	45.7	0.1	9.0	100.0
オーストリア	167	140	1,208	1,142	1: 7.2	1: 8.2	0	1	0.0	0.1	20.0	16.8	0.2	0.7
オランダ	657	542	6,357	6,426	1: 9.7	1: 11.9	135	887	2.1	13.8	48.0	86.2	17.0	62.1
カナダ	1,953	1,338	5,209	4,000	1: 2.7	1: 3.0	24	26	0.5	0.7	58.0	40.1	1.2	1.9
ギリシャ	10	2	508	607	1: 48.8	1: 311.4	—	0	—	0.0	0.9	0.2	—	1.0
スイス	414	357	2,300	2,310	1: 5.6	1: 6.5	88	69	3.8	3.0	66.6	54.8	17.5	16.3
スウェーデン	221	74	4,533	4,548	1: 20.5	1: 61.2	104	210	2.3	4.6	36.1	30.4	31.9	73.9
スペイン	—	—	5,949	6,584	—	—	34	9	0.6	0.1	0.7	0.2	100.0	100.0
デンマーク	178	116	2,871	2,810	1: 16.1	1: 24.3	135	202	4.7	7.2	56.2	57.5	43.1	63.6
ドイツ	1,464	1,369	12,985	12,079	1: 8.9	1: 8.8	—	—	—	—	17.9	16.7	—	—
ニュージーランド	49	46	342	309	1: 6.9	1: 6.7	8	18	2.4	6.0	13.2	14.9	14.3	28.6
ノルウェー	—	—	4,580	4,081	—	—	225	—	4.9	—	45.6	—	100.0	—
フィンランド	14	17	1,333	1,290	1: 97.2	1: 74.7	3	1	0.2	0.1	3.1	3.5	18.0	6.6
フランス	—	—	12,915	12,602	—	—	12	21	0.1	0.2	0.2	0.3	100.0	100.0
ベルギー	377	377	3,004	2,610	1: 8.0	1: 6.9	185	179	6.2	6.9	51.8	51.5	32.9	32.2
ポルトガル	5	4	649	513	1: 131.6	1: 114.2	0	0	0.0	0.0	0.5	0.4	5.4	2.4
ルクセンブルク	9	13	403	415	1: 45.8	1: 32.1	6	5	1.4	1.3	28.6	37.4	39.6	29.7
英国	352	329	13,053	11,283	1: 37.1	1: 34.3	269	248	2.1	2.2	10.0	9.5	43.3	43.0
韓国	49	156	1,174	816	1: 23.9	1: 5.2	1	7	0.0	0.9	1.0	3.3	1.1	4.5
米国	22,786	16,288	30,353	28,831	1: 1.3	1: 1.8	—	—	—	—	73.7	53.1	—	—
DAC計(平均)	30,775	22,047	128,466	119,787	1: 4.2	1: 5.4	1,568	2,130	1.2	1.8	33.8	25.4	4.8	8.8

出典：DAC議長報告  
\*1 政府開発援助実績は支出純額ベース  
\*2 NGO援助実績=NGO自己資金+対NGO政府補助金  
\*3 「0」は「1」に満たない実績を示す



### 第3節 DAC 援助受取国・地域リスト

図表 IV-36 DAC援助受取国・地域リスト (2011年)

(2011年実績に適用)

後開発途上国 (LDCs) (48か国)	LDCsでない低所得国 (LICs) 1人当たりGNI \$1,005以下	LDCsでない低中所得国 (LMICs) 1人当たりGNI \$1,006~\$3,975以下	高中所得国 (UMICs) 1人当たりGNI \$3,976~\$12,275以下
アフガニスタン	北朝鮮	アルメニア	アゼルバイジャン
アンゴラ	キルギス	イラク	アルゼンチン
イエメン	ネパール	インド	アルジェリア
ウガンダ	ケニア	インドネシア	アルバニア
エチオピア	ジンバブエ	ウクライナ	アンギラ
エリトリア	タジキスタン	ウズベキスタン	アンティグア・バーブーダ
ガンビア	南スーダン	エジプト	イラン
カンボジア		エルサルバドル	ウルグアイ
ギニア		ガーナ	エクアドル
ギニアビサウ		カーボヴェルデ	カザフスタン
キリバス		ガイアナ	ガボン
コモロ		カメルーン	キューバ
コンゴ民主共和国		グアテマラ	クック
サモア		グルジア	グレナダ
サントメ・プリンシペ		コートジボワール	コスタリカ
ザンビア		コンゴ	コロンビア
シエラレオネ		コンゴ共和国	ジャマイカ
ジブチ		シリア	スリナム
スーダン		スリランカ	セーシェル
赤道ギニア		スワジランド	セルビア
セネガル		トケラウ諸島	セント・ヘレナ
ソマリア		トルクメニスタン	セント・ピート・ミクロナシア連邦
ソロモン		トンガ	セントビンセント
タンザニア		ナイジェリア	セントルシア
チャド		ニカラグア	タイ
中央アフリカ		パキスタン	中国
ツバル		パプアニューギニア	チェルノブイリ

DAC資料より作成  
\*1 GNI値は2010年の数値  
\*2 LDCsについては191ページ図表IV-10を参照

## 第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

【図表 IV-37】 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

供与国・地域名	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
<b>OECD加盟非DAC諸国</b>					
チェコ	161	179	249	215	228
エストニア	14	16	22	18	19
ハンガリー	149	103	107	117	114
アイスランド	42	48	48	34	29
イスラエル	90	111	138	124	145
ポーランド	297	363	372	375	378
スロバキア	55	67	92	75	74
スロベニア	44	54	68	71	59
トルコ	714	602	780	707	967
<b>アラブ諸国</b>					
クウェート	158	110	283	221	211
サウジアラビア	2025	1551	4979	3,134	3,480
アラブ首長国連邦	783	2,426	1,266	834	412
<b>その他援助国・地域</b>					
台湾	513	514	435	411	381
ロシア	—	—	—	—	472
タイ	74	67	178	40	10
その他	63	119	253	296	259
<b>合計</b>	<b>5,182</b>	<b>6,329</b>	<b>9,271</b>	<b>6,672</b>	<b>7,235</b>
<b>うち、二国間</b>					
<b>OECD加盟非DAC諸国</b>					
チェコ	78	81	117	101	79
エストニア	2	3	6	4	5
ハンガリー	84	33	15	30	28
アイスランド	28	37	36	25	21
イスラエル	75	96	119	108	128
ポーランド	119	156	84	92	96
スロバキア	25	28	41	20	20
スロベニア	18	21	29	25	22
トルコ	643	545	736	665	920
<b>アラブ諸国</b>					
クウェート	157	109	282	220	211
サウジアラビア	1,980	1,526	4,958	2,925	2,870
アラブ首長国連邦	779	2,416	1,258	834	380
<b>その他援助国・地域</b>					
台湾	494	495	407	402	326
ロシア	—	—	—	—	302
タイ	65	61	166	35	-4
その他	24	64	89	96	105
<b>合計</b>	<b>4,571</b>	<b>5,671</b>	<b>8,343</b>	<b>5,582</b>	<b>5,509</b>

出典：2010年OECD議長報告「エールへの移行に対する次の支援額を含む：2006年45.5百万ドル、2007年42.9百万ドル、2008年43.6百万ドル、2009年40.7百万ドル、2010年40.2百万ドル」  
\*1 四捨五入の關係上、合計が一致しないことがある  
\*2 四捨五入の關係上、合計が一致しないことがある  
注：上記の表には、非OECD加盟国の中、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない

### 3. 地球規模課題への取組

#### (1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まり、1992年の国連環境開発会議(UNCED、<sup>注22</sup>)は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、自給圏で奉養かつ建設的な議論が行われています。地球サミット、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)<sup>注23</sup>、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。

#### <日本の取組>

##### ●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等へ解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染対策、水質汚染防止、廃棄物処理など)への支援を進めています。

#### カリブ広域

##### カリブ島嶼国における持続可能な廃棄物管理 本邦研修(2009年~2011年度)における取組実例

カリブ島嶼国では、近年の経済発展と人口増加に伴い廃棄物も増加しており、多くの処分場で今後10年以内に埋存容量がなくなる見込みがあります。そのため、廃棄物管理はカリブ島嶼国の優先課題として注目が高まっているものの、具体的な取組には至っていません。

このような背景の下、日本、特に沖縄の廃棄物管理の技術・知識・経験をテーマにした研修が2009~2011年度にかけ、カリブ島嶼国が国の26名に対して沖縄で実施されました。研修はカリブ島嶼国と似通った気候条件を有し、土地や流通が限られる島嶼であることから、リサイクル対象物の集積・搬出にコストがかかるという課題に早く対応しています。また、ビンや色ごごに付いた工程を加えることで異物の混入を減少させて一定の品質を確保し、リサイクルの際の価値を高めるなどの沖縄の取組は、行政機関と民間が密接に連携した環境教育とともに、研修員により各国に持ち帰られ、応用可能な事例として参考にされています。

具体的には、帰国した研修員らにより、研修で作成した廃棄物管理改善事業計画を活用し、隣接自治体とNGO等の連携により、学校にプラスチック分別容器を設置し分別回収を推進する、生ごみ削減の一環で数週を開始したコンポスト(堆肥)を公園の緑化事業に使用するなど、各国で具体的な活動が展開され始めています。



廃棄物管理の研修にてごみの質を分析(写真:JICA)

#### ●気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かします。人類にとって差し迫った課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)<sup>注24</sup>では、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向け、日本は建設的な提案を行い、構造的に議論に貢献しました。その結果、①将来の枠組みへの道筋、②京都議定書・第二約束期間の設定に向けた合意、③緑の気候基金の設立、④カンクン合意の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がまとめられました。[緑の気候基金]については、その基本設計が合意され、設立に向けて前進しました。日本は国際協力を通じて地球温暖化対策により効果的に取り組むため、COP17の際に世界気候変動サミットを公表しました。これは、①先進国間の連携(温室効果ガスのさらなる排出削減に向けた技術革新への取組)、②途上国との連携(低炭素技術の普及・促進、新たな市場メカニズムの構築)、③途上国支援(脆弱国への配慮)の3点から成り立っています。

このビジョンに基づき、日本は最大の温室効果ガス排出地域である東アジア首脳会議(EAS)<sup>注25</sup>参加国地域において、低炭素成長モデルの構築・普及を目指す「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」を提唱し、2012年4月に東アジア低炭素成長パートナーシップ

対話]を東京で開催しました。この対話では、各国の低炭素成長戦略策定・実施、市場・技術の活用、多様な利害関係者のネットワークとしての「東アジア低炭素成長ネットワーク・プラットフォーム」の構築について、地域レベルで協力していくことで合意しました。また、アフリカ地域においても、TICADの枠組みでアフリカにおける低炭素成長に関する戦略を策定しています。さらに、島嶼国との間では、「島嶼国向け気候変動政策対話」を2012年7月に開催し、気候変動および低炭素成長に関して幅広い意見交換を行いました。

そのほか、日本は2009年12月、気候変動対策に関する2012年までの途上国支援として、それに取り組み途上国や気候変動の影響に対して脆弱な途上国を対象に、約150億ドル以上の支援を表明しており、2012年末までに132億ドル以上の支援を実施しました。さらに、途上国の低炭素成長に貢献する仕組みとして、「二国間オフェット・クレジット制度」を提唱・推進しています。これは、グリーン開発メカニズム<sup>注26</sup>を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果削減に貢献し、技術を供給した国の削減目標達成に活用する制度です。日本は早期の運用開始を目指して、インドネシアなどのアジア諸国との間で協議や実証事業を進めています。2013年1月8日には、他国に先駆けてモロゴと本制度を開始する文書に署名しており、今後プロジェクトの実施や必要な支援を進める一方、他国とも本制度に関する協議や実証事業を進めています。

#### \*用語解説

##### 京都議定書

1997年に京都で開催されたCOP3で採択された。温室効果ガスの排出削減義務を定めた法的文書。国連気候変動枠組条約で規定されている先進国および経済移行国に於ける温室効果ガス排出量を1990年と比較し、2008~2012年の5年間で一定数削減することを義務付けたもの。日本は6%の削減義務を負う(第一約束期間)。2013年以降については第二約束期間と並び、2011年のCOP17で日本はこれに参加しないことが決定された。

##### 緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)

途上国による温室効果ガス排出の削減や、気候変動の影響に対する脆弱性を軽減するため、COP16でのカンクン合意で設立が合意された新たな基金。

##### カンクン合意

COP16で採択された2013年以降の気候変動対策の国際的枠組みの基礎となる。包括的でバランスのとれた合意。工業化以前からの気候変動に際して削減することを呼びかけることにも、前年COP15に基づいて、各国が提出した削減目標・行動計画文書により正とめて留置し、各国の気候変動対策の進捗状況の測定・報告・検証に関するガイドラインを検討すること、新たな気候基金を設立することなどに合意した。

##### 低炭素技術

低炭素(二酸化炭素)の排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を持っており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーへの促進、高度な製造業管理の支援を通じて、二酸化炭素の排出量を削減する取組を行っている。

##### グリーン開発メカニズム

京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス削減目標を、国内の排出削減目標を達成するための利用することである。

##### 二国間オフェット・クレジット制度

温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガス削減の貢献を、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

注24 条約締結国会議 COP: Conference of Parties  
注25 東アジア首脳会議 EAS: East Asia Summit

注22 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development  
注23 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development



東アジア地域における低炭素成長の実現に向けて

日本の取組

気候変動対策に関する2012年までの途上国支援(短期支援)として、東アジア地域に100億ドル以上の支援を実施

(2012年10月末時点)

防災対策	森林対策
<p>気候変動の影響に伴う洪水や干ばつ、台風等自然災害に対処するための能力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● フィリピンにて台風被害が深刻な場所で、洪水制御施設や道路・橋梁等のインフラ修復や補強</li> <li>● カンボジアにて洪水による浸水被害の抑制のため、排水設備の整備・改善</li> <li>● ベトナムにて衛星情報を利用して気候変動対策の推進</li> <li>● カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナム、インドネシアにて自然災害対応能力向上支援</li> </ul>	<p>持続可能な森林利用および保全のため、森林資源の把握、森林管理計画の策定、植林等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● フィリピンにて住民参加型の森林管理計画</li> <li>● ベトナム、インドなどで植林計画</li> <li>● カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、インドネシアで森林保全計画</li> </ul>
<p>カンボジア 洪水による浸水被害を抑制</p> 	<p>フィリピン ネグロス島の海岸、マングローブの植林は洪水対策となる</p> 
<p>再生可能エネルギー</p> <p>太陽光・地熱・水力などの再生可能エネルギーの導入を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● カンボジア、ラオス、フィリピンにて太陽光発電導入</li> <li>● インドネシアの地熱発電</li> <li>● インドの再生可能エネルギー 開発公社との協力</li> <li>● 貿易保険を活用して官民で協力してベトナム水力発電建設プロジェクトを推進</li> </ul>	<p>省エネルギー</p> <p>省エネ設備の導入を推進するとともに、ソフト面での技術協力等を実施。また、都市化が進む韓国では低炭素型都市を目指した協力も実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ベトナム、インドネシア等で、省エネ法・基準の導入などでの協力</li> <li>● インドネシアにてグリーンコール技術を活用した石炭火力発電建設設備の整備</li> <li>● タイやインドにてメトロの導入に向けた支援（大気汚染の改善、温室効果ガスの削減）</li> </ul>
<p>インドネシア 地熱発電事業の民間参画</p> 	<p>インド テリーストロ</p> 

● 生物多様性

2010年10月に、愛知県名古屋市内において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)およびカルタヘナ議定書・第5回締約国会議(COP-MOP5)<sup>(注26)</sup>が開催されました。この会議で、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年以降の世界目標である「愛知目標(戦略計画2011-2020)」<sup>(注27)</sup>、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)<sup>(注28)</sup>について各締約国が具体的に実施すべき措置を規定した「名古屋議定書」<sup>(注29)</sup>、そして遺伝子組換え生物により生態系に損害が生じた場合の責任の範囲や対応措置を規定した「名古屋・クアラルンプール補定議定書」<sup>(注30)</sup>が採択されました。また、「愛知目標」の達成を目指す開発途上国の取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」<sup>(注31)</sup>として、2010年から3年間で生物多様性の保全に役立つ分野に対し、総額20億ドルの支援を発表しました。なお、日本は、名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するために地球環境ファシリティアティ(GEF)<sup>(注32)</sup>への名古屋議定

書実施基金(NPIF)<sup>(注29)</sup>の設立を主導し、2011年に10億円を拠出しています。

今後、これらの目標に向かって着実に取り組んでいくことにより、生物多様性を保全し、持続可能な利用を確保していくことが極めて重要です。



節水を旨に運んで畑をすする少年たち(写真:藤原明彦/JICA)

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがなつてパズルが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生態系の多様性	種間の多様性	種内の多様性
<p>森林、河川、湖沼、山、サンゴ礁など、様々な環境があること</p> 	<p>動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物種がいること(地球上の推定生物種500万~3,000万種)</p> 	<p>乾燥や暑さに強い個体、寒気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること</p> 

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要ことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的:①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

注26 締約国の締約国会議(MOP: Meeting of the Parties)  
注27 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS: Access and Benefit-Sharing)  
注28 地球環境ファシリティアティ(GEF: Global Environment Facility)  
注29 名古屋議定書(Convention on Biological Diversity: Nagoya Protocol Implementation Fund)

## (2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型コロナウイルス感染症や結核、マラリアなどの新興・再興感染症への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた

取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シヤールガス病、フィリリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」には、世界全体で約10億人が感染しており、<sup>(注31)</sup>開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要がありますがあり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

### <日本の取組>

#### ● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」を通じて支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された。三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同基金の生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってまいりました。2010年9月のミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合において、日本は世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明し、さらに世界基金設立10周年を迎えた2012年1月には、ダボス会議(スイスのダボスで開催される世界経済フォーラム)において、世界基金に対する支援を引き続き行うことを改めて表明しました。日本は世界基金設立から2012年7月までに約16億ドルを拠出した。この支援により、これまでに救われた命は650万人以上と推計されています。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、二国間支援でも補完できるようにしてきます。保健システムの強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間援助を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防にいてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどは、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が力格的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストロップ結核世界計画2006-2015年」<sup>(注32)</sup>に基づき、世界保健機関(WHO)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストロップ結核パートナーシップ日本と共に「ストロップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、国民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を削減することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストロップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストロップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死に至る主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じてマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF)との協力による支援を行っています。



図10-1-1 結核患者の検査の様子(写真:JICA)

注31 出典 WHO "10 facts on neglected tropical diseases" [http://www.who.int/features/infoc/neglected\\_tropical\\_diseases/en/index.html](http://www.who.int/features/infoc/neglected_tropical_diseases/en/index.html)  
注32 ストロップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

<p>＊用語解説</p> <p><b>カルダハナ補定書</b> 2003年に発効。国境を越えた遺伝子組換え生物が自然環境に放出されて、生物多様性の保全および持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止するため、安全な移送、取扱い、利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。</p> <p><b>要知目標(戦略計画2011-2020)</b> IPAT:2010年目標と同等に保たれている。中長期目標として2050年までに人口と自国の共生の実現を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止め、気候変動の行動を奨励することを掲げ、1/10未満とも削減し、気候変動10%が管理され、かつ保全されるなど20の個別目標を採択。</p>	<p><b>名古屋補定書</b> ABS(遺伝資源へのアクセス)の利用から得られる利益の配分に關する取組。遺伝資源(医薬品や食品の原料)につなげる動植物や微生物の利用から生じる利益を、資源提供国へ衡平に分配することを、先進国を中心とする資源利用国に求める。</p> <p><b>名古屋・コアラリブアープ補定書</b> 遺伝子組換え生物の輸出入により、生物多様性の保全など、悪影響が生じた場合、1責任と取扱い(誰が責任を負うのかを特定)、この責任事業者に対して措置の防止策や被害回復などの対応措置を求めること(先決定)。</p>
---	---

<p><b>ガボン</b></p> <p><b>野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全 SATREPS</b> <sup>(注30)</sup> 地球規模課題対応国際科学技術協力(2009年9月～実施中)</p> <p>アフリカ中央部にあるコンゴ盆地は、アマゾンに次ぐ世界第二位面積の熱帯林が広がる生物多様性に富んだ地域です。しかし、森林伐採などによる熱帯林の減少が懸念され、この地域の森林・生態系の保全が強く求められています。ガボン政府は、自国の持つ豊かな生態系を守るため、国土面積の10%以上を占める地域を13の国立公園として指定し、エコツーリズムの導入などの取組を進めています。しかし、保全活動に必要な熱帯林生態系についての科学的データが十分に収集・分析されていませんでした。</p> <p>日本は、京都大学を日本側の研究代表機関として、同大学とも長年研究協力を進めているガボン国立熱帯生態研究所と共にソウヤバツアロー、ゴリラ、チンパンジーなど大型哺乳類が生息する、同国南部のムカラババツ国立公園で活動を行っています。このプロジェクトでは、生息する動物の種類や現存量を調査し、科学的データに基づいて生物多様性の保全、人と野生生物の接触により発生する人獣共通感染症の予防、持続可能な方法によるエコツーリズムの促進などを目標とした支援を行い、ガボン政府による生物多様性保全の取組に貢献しています。(2012年12月時点)</p>	<p>図10-2-1 ガボン国立熱帯生態研究所にて現地での動物調査の様子(写真:JICA)</p>
---	---

<p><b>チュニジア</b></p> <p><b>乾燥地生物資源の機能解析と有効利用 SATREPS</b> (2010年5月～実施中)</p> <p>チュニジアの乾燥地・半乾燥地に育成するオリーブ、ブドウ、および薬効植物等には、程度の乾燥などの過酷な環境を生き抜くための機能が備わっています。これらの植物の中には、ユニークな薬用機能成分が含まれていることが、現地の食文化や民間伝承で分かっています。現地では機能も乏しく、機能の科学的な研究は行われていませんでした。このプロジェクトでは、これらの植物の機能解析と有効利用のための研究開発を行い、これを科学的に裏付けるデータを、次々と明らかにつつあります。</p> <p>日本は、筑波大学・北アフリカ研究センターを中心に、チュニジアの各研究機関と共同で、機能解析や食品・医薬品開発の可能性検証だけでなく、チュニジア国内の植物遺伝資源の保全につながる研究活動も同時に進めています。これらの植物に含まれる機能成分が特定されることで、将来、がん、動脈硬化、アルツハイマー病予防、アレルギー抑制、美白、肥満防止などに効果のある機能性食品・薬用化粧品・医薬品の開発に結びつくことが期待されます。また、研究結果を基に機能性の高い医薬品や健康食品の生産開発と利用できれば、生産者や加工業者の収入向上に貢献することも可能となります。(2012年12月時点)</p>	<p>図10-3-1 チュニジアの乾燥地生物資源の機能解析と有効利用の様子(写真:JICA)</p>
---	--

注30 地球規模課題対応国際科学技術協力 SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development



### ミャンマー 主要感染症対策プロジェクト(2005年1月～2012年3月～実施中)

ミャンマーでは、マラリア、結核が死因の第1位、2位となっており、HIV/AIDSについては感染者は33万人を超え、これら3つの感染症への対策が遅延しつつある課題とされています。このプロジェクトではミャンマーの医療・行政関係者の能力向上を支援し、これら疾病の感染防止対策に貢献しています。結核については、患者発見および治療活動、検査技術指導、住民参加型の保健教育活動、民間病院、薬局やコミュニティとの連携促進を行っています。マラリアについては、コミュニティベースのマラリア対策の実施(早期診断・迅速治療)や、マラリアの主要な治療薬への耐性を持つマラリアの封じ込め支援、蚊帳や診断キットの供与、治療薬の普及に貢献しています。HIV/AIDSについては、血液検査に関する技術指導や、献血者などの啓発活動、その他の性の改善に努めています。



ソコにて、マラリア対策の啓発活動が行われる(写真:JICA)

また、ミャンマーでは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)による支援が2005年に一旦停止したため(2011年から再開)、マラリア対策の医薬品を効果的に供給することができなくなりました。そのため、日本は上記のプロジェクトを通して培ってきた知識、経験や、医薬品の供給を円滑に行うための管理システムを世界基金による実施事業に提供することで協力しています。このように世界基金との連携により、ミャンマーでの感染症対策がさらに効果を上げることが期待されます。

(2012年12月現在)

### ニカラグア シャーガス病対策プロジェクト(2009年9月～実施中)

シャーガス病は中米特有の慢性感染症で、感染経路にはサンガメという吸血性カメシム(昆虫)が媒介して人間に感染する媒介虫感染、輸血などによる血液感染、そして母親から胎児への母子感染があります。病気が進行すると治療法がなく、10～20年後には心臓疾患等に死に至ることもあります。中米米に広く分布しており(感染者数推定750万人以上)、ニカラグアでは総人口約587万人のうち、少なくとも5万人の感染者が存在すると推定されています。媒介虫のサンガメは土壁や藁壁でできた家屋に好んで生息するため、感染する恐れのある人の多くがそのような家屋に居住する貧困層となっています。



シャーガス病対策について話し合うメンバー(写真:JICA)

本プロジェクトは、これまでグアテマラやホンジュラスなど中米の国々で培ってきた知識、経験を活用し、ニカラグア北部5県において、媒介虫による感染を持続的に抑制することを目標として、①サンガメの生息状況を把握するための調査能力(血液検査・昆虫学的調査)、②サンガメの家屋内での繁殖を防止するための殺虫剤散布の運営管理能力、③サンガメを発見したら保健所に連絡するなど、住民と行政が連携したシャーガス病監視システム(運営管理能力)、④サンガメが棲む環境を家屋内外からなくするための住居・衛生環境の改善などの技術指導や啓発活動を通じて、住民のシャーガス病予防能力、の4つの能力の強化を中心とした支援を実施しています。(2012年12月現在)

● **ポリオ**  
日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅計画等を支援しています。また、パキスタンでは、2011年8月に民間のゲイツ財団と連携して、約50億円に及びる借款を通じ、全国の5歳未満の子どもたち約3,200万人に対するポリオ・ワクチン接種活動を支援しています。さらに、2011年の10月の10日には、ゲイツ財団等と協力して、世界ポリオ・デー関連イベントを東京で開催しました。

● **顧みられない熱帯病**  
日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に積極的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しています。フィリアリア症については、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

● **予防接種**  
予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種によって救うことができると見込まれています。(注33)開発途上の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIライアンス\*に対して、日本は2011年に初の



中には期間限定で、マラリア予防のために蚊帳の使用に補助方法などを伝える啓発活動が行われる(写真:JICA)



現地スタッフに感染症対策の指導をする日本人専門員(写真:JICA)

\*用語解説

**新興・再興感染症**  
新興感染症SARS(重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザエボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。再興感染症コレラ、結核などかつては感染を減らしたが、患者数が増えている感染症で、近年再び増加してきたもの。

**顧みられない熱帯病**  
シャーガス病、マラリア、フィリアリア症などの慢性虫、細菌感染症等を指す。感染症は世界で約10億人以上の多くが感染。開発途上国ではあるにもかかわらず、死に至るケースがある。また、感染症が原因となる多岐にわたる理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

**GAVIライアンス(ワクチン予防接種世界同盟 GAVI: the Global Alliance for Vaccines and Immunization)**  
57か国(2012年7月現在)の閣僚級上級代表として、予防接種の普及に取り組む世界パートナーシップ・同盟政府、財団、国際機関、民間企業、学術界、民間財団、NGOが連携して運営する。

注33 (出典)WHO "Health topics Immunization" <http://www.who.int/topics/immunization/en>

### (3) 食料

栄養不足人口は、国連食糧農業機関(FAO)・IFAD・WFP共同の報告によると、1990年以降減少傾向にあります。2007～2008年以降鈍化し、2010年から2012年の間、約8億6,800万人(推計値)が慢性栄養不足に苦しんでおられます。依然として高い水準であり、紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティ・ネット(人々が安全で安心して暮らせる仕組み)の確立や栄養状態の改善、食料増産による供給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障(すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障)を確立するための国際的協働や多面的な施策が求められています。

FAOによると、今後これらの十分かつ適切な対策が取られれば、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準(23.2%)の半数(11.6%)に減少させる」という目標の達成に向けては、達成の範国内(2012年時点で14.9%)と見られています。

#### <日本の取組>

このような状況を踏まえ、日本は、食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2011年度には、二国間食糧援助として13か国に対し計49億円の支援を行いました。国際機関を通じた二国間支援では、主に国連世界食糧計画(WFP)を通じて、緊急食糧援助、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。

#### 中央アフリカ 国内避難民およびスーダン/コンゴ民主共和国からの難民に対する食糧支援 対WFP拠出(2011年1月～2011年10月)

日本は国連世界食糧計画(WFP)と協力して、中央アフリカにおいて深刻化する食糧不足の状況を改善するために、食糧支援を行っています。同国は資源が豊富であるにもかかわらず、経済は低迷しており、インフラの整備も遅く、世界で最も貧しい国の一つです。国内避難民の数は18万人、隣国のチャドやカメルーンで暮らす中央アフリカ難民も14万人になるといわれています。多くの人々が土地を離れたため、農業も衰退しており、食料不足は深刻です。紛争の影響を受けた人々の生活の復旧・復興を目指す中、日本の支援は栄養不良の5歳以下の子どもや妊婦・授乳期の女性の栄養強化プログラムにも役立てられています。



日本の支援で届いた小麦の配給を受け取ったスーダン難民の母子(写真:WFP)

また、中央アフリカには治安の悪化に伴い、祖国を離れた隣国のスーダンやコンゴ民主共和国からの難民がおよそ22万人います。日本はWFPを通じて、難民への命をつなぐための食糧支援も実施しています。

難民キャンプに到着し、登録を済ませた難民の家族にはまず、とうもろこしの粉、豆、食用油、塩などの1か月分の食料が支給されます。日本の支援により、約6万人の国内避難民、ならびに約1万4,000人の難民に食糧支援を行うことができました。

2008年に実施された第4回アフリカ開発会議(11CAD IV)において、日本はアフリカ諸国の農業・食糧分野における助組への協力も強化することを表明しています。この支援はそれを具体化するものです。

注34 越境感染症防止のための世界枠組計画。GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

### (4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人口が約13億人います。<sup>(注35)</sup>これは世界の人口の20%に相当します。電気やガスなどの電力供給のエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受けられる機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

#### <日本の取組>

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。



アフリカで開催された国連再生可能エネルギー機関総会で発言を行う開発途上国政府官

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JIBC)<sup>(注36)</sup>、日本貿易保険(NEXI)<sup>(注37)</sup>、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)<sup>(注38)</sup>による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)<sup>(注39)</sup>を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物を積極的に支援して、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。36の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)<sup>(注39)</sup>を積極的に支援して、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。36の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

注35 (出典) 国際エネルギー機関「2011年世界エネルギー展望」(2009年時点の推定)  
注36 国際協力銀行 JIBC: Japan Bank for International Cooperation  
注37 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance  
注38 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation  
注39 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

### (5) 防災と災害援助

世界各国で頻りに発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。

#### <日本の取組>

日本は、地震や台風など過去の自然災害経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的な支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

#### ●国際緊急援助

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、④自衛隊部隊（大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される）の4つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外6か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救済することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関、赤十字に

### インドネシア クリーンエネルギーテクノロジー（CCT）導入促進プロジェクト 有償資金技術支援・円借款附帯プロジェクト（開発計画調査型）（2011年4月～2012年7月）

インドネシアでは近年の経済成長に伴い、人口・産業が集中しているジャバ島やスマトラ島を中心に電力需要が急速に増加しており、早急な電力供給能力の増強を必要としています。この状況に対して、インドネシア政府は電源開発を短期的に集中して実施する計画を策定し、特に、国内に多くの埋蔵量が確認されている石炭を利用した火力発電所の開発を積極的に進めています。一方で、インドネシアは気候変動対策への取組も強化しており、2020年までに温室効果ガスの排出量を大幅に削減する目標を掲げています。このため、インドネシア政府は、石炭の効率的な利用により温室効果ガスの排出を抑制して、環境負荷を軽減させる技術であるクリーンエネルギーテクノロジー（CCT）<sup>\*</sup>の導入を目指しています。

CCT分野で優れた技術を持つ日本は、インドネシアからの協力要請を受け、日本の技術・知識・経験を活かすつつ、CCT導入ロードマップ（行程表）の策定、教育訓練を通じた人材育成、モデルとなる石炭火力発電所開発の予備調査などの協力を実施しました。この協力を通じて、インドネシアにおける安定的な電力確保と気候変動対策の両面に貢献するとともに、日本の技術の普及、さらには日本の電力インフラ輸出の促進にも役立てられることが期待されます。09ページ参照

<sup>\*</sup> クリーンエネルギーテクノロジー（石炭を燃やす際に発生する二酸化炭素や有害物質を減らし、事前にやけどし石炭灰を用いたための技術。石炭の燃焼から、発電所等の発電設備、燃焼後の灰処理の段階でわたる広い範囲で活用される。



インドネシアCCT導入の進捗の方向を説明したセミナーには、民間企業も数多く参加した（写真：JICA）



タンパニラのTANESCO Training Schoolにて高圧電圧の用でアンテナポートと訓練中について訓練するJICA専門家（写真：文野員-JICA）



### アルメニア 地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト 開発計画調査型技術協力(2010年8月～2012年10月)

アルメニアはアルプス・ヒマラヤ山脈に位置する国で、日本と同じく、常に地震の脅威にさらされています。特に、1988年に発生した北西部スピタク市付近の地震(マグニチュード6.7)は2万5,000人以上の犠牲者を出す大災害となりました。日本はこれの際、国際緊急援助隊の派遣、物資・資金の供与などの援助を行いました。

このような事情から、アルメニアにおいては地震防災に対する関心が高く、日本はこれまでも地滑り対策などの技術協力を行ってまいりました。2010年8月から新たに開始された本プロジェクトは、災害予防、応急対応、復旧・復興という3つの段階を視野に入れ、全人口の約3分の1が集中するアルメニアの首都エレバン市の地震防災計画を作成しようというものです。具体的には、①エレバン市で大地震が発生した場合の建物や人的被害のシミュレーションを行い、地震災害のシナリオの作成、②短時間で災害情報を伝達できる即時震度分布表示システムの導入、③防災計画・避難計画の作成、④地震発生時に災害対応を行う非常事態救助庁が、地震災害後により早く機能するための業務継続計画の作成などを実施しました。

日本・アルメニアの防災協力は、2012年6月のサングシヤン・アルメニア大統領訪日の際に発表された共同声明において、今後の両国関係発展の一つの柱として言及されています。



アルメニア地震研究所において、トレンチ(溝)掘削のセミナーを講師する日本人専門家(写真:JICA)



ニュージランド地震の被災地で救援活動を行う日本の国際緊急援助隊救助チーム(写真:JICA)

#### ● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」(注40)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一層に会合しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)(注41)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2011年5月には、スイスのジュネーブにて防災グ

ローバル・プラットフォームの第3回会合が開催され、世界各国から168か国および25の国際機関、65の民間団体・NGO等から2,600名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本で開催する用意があることを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から7年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいきます。

また、ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)(注42)に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注40 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery  
注41 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction  
注42 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

## (6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、不正な移民、女性や子ども的人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネーロンダリング)<sup>注43</sup>などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。また、2001年9月の米国同時多発テロ事件から10年目に当たる2011年には、5月に国際テロ組織「アル・カーイダ」の指導者であったウサマ・ビン・ラー

●人身取引対策  
日本は、2011年度には、UNODCのCPCJF(前項「薬物対策」参照)に、人身取引対策プロジェクトのため、約4万1,000ドルを拠出しました。さらに2011年8月には、日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じて、国際移住機関(IOM)<sup>(注44)</sup>等が実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化事業」に対して、約236万ドルの支援を決定しました。人身取引対策については、被害者の緩和ケア(芸術療法等)を通じて心理ケア)および社会復帰のための支援に重点的に取り組んでいます。これまでにCPCJFへ拠出することで、タイのパタヤにおける人身取引

策プロジェクト(人身取引および性的搾取からの子どもへの保護)や、フィリピンの人身取引に関する捜査要務手続の基礎を促進するための警察支援を実施しました。今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。また、日本で保護された人身取引被害者については、IOMを通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ」プロセスへの支援も行っています。また、UNAFEIを通じて、人身取引対策についての研修を実施しました。

### <日本の取組>

#### ●薬物対策

日本は国連薬業委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)<sup>(注43)</sup>の国連薬物統制計画(UNDCP)<sup>(注44)</sup>基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2011年度には、約126万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬)の一種であるカハンの材料となる植物」の不正栽培を監視し、モニタリングを行う事業、東南アジア地域等

●テロ対策  
国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようし、テロに対する弱点を克服するよう努力をなされたいと望みます。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとりとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出入の管理、法執行のため

の協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修費の受入れなどを実施しています。

たとえば、2011年12月には中央アジア諸国からテロ対策の関係者を招き、テロ防止関連条約の理解を深め、条約の締結を促進することを目的としたセミナーを開催しました。さらに、日本は2011年度にUNODCテロ防止部へ約4万1,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国に対しテロ対策法整備のための支援を実施しました。

#### ヨルダン 空港対策強化計画 テロ対策等治安無償(2009年8月～実施中)

ヨルダンは、周りをイラク、イスラエル、シリア、サウジアラビアに囲まれ、周辺諸国の情勢に影響を受けやすい状況にあります。現在、ヨルダンは、中東諸国において比較的政治が安定していますが、過去には、周辺諸国から不法に武器が持ち込まれ、ヨルダン国内でテロが発生したとされる事件も起こっています。また、ヨルダンでは観光業が主たる産業の一つですが、観光業の発展のためには治安の維持が欠かせません。ヨルダンの玄関口である首都アンマンの国際空港は、旅客数は年間約540万人、貨物量は年間8.3万トン(いずれも2010年実績)を誇る中東諸国の拠点(ハブ)空港です。これまで、保安機材の不足から、空港区域に入る旅客および貨物に対する検査が、目視検査とラウンドマンの簡易検査に頼らざるを得ない状況でした。また、貨物検査に長い時間がかかっていたため、円滑な物流を阻害していました。このような状況を解決するため、日本は無償資金協力により、厳格な検査装置や爆発物検査装置等の機材を整備することを決定しました。最も有効な治安対策の一つは、水際での防犯により、同空港の飛安体制が強化され、テロ行為を未然に防ぐとともに、これまで平均2時間かかっていたコンテナの検査が数分に短縮されることで、物流の促進にも貢献しています。(2012年2月現在)



×無償資金協力を建設(写真：JICA)

注43 国際薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime  
注44 国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme  
注45 国際防止刑罰司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

## ● 腐敗対策

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでベトナムやラオスにおける腐敗防止対策セミナーの開催を支援し、日本のODAの受取国でもあるこれら諸国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。2011年度もセミナー開催のため、約4万1,000ドルを拠出しており、今後、ラオス、カンボジアにおいて同様のセミナーを実施することになっていきます。

## ● 海賊行為への対策

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また、貿易の多くを海上輸送に依存している海洋国家です。テロ・海賊対策といった、海上の船舶の航行を安全に保つための対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案が多発しています。国際社会全体による取組は一定の成果を上げ、乗っ取り率は低下する傾向にあるものの、海賊による攻撃の発生件数は年間237件(2011年)に達するなど依然として高い水準にあります。発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部全体に拡大し、船舶の航行の安全にとって大きな脅威となつていきます。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対応に関する法律」(海賊対処法)に基づき、海上自衛隊の護衛艦2隻およびP-3C哨戒機2機をソマリア沖・アデン湾に派遣し、海賊対処行動を実施しています。また、海賊行為があつた場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、日本の海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上で

また、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

の護衛活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)<sup>(注47)</sup>が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOに1,460万ドルを拠出し、IMOはこれを元に信託基金を創設しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを設立中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の処罰とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約2億2,910万ドルの支援も実施しました。

## \* 用語解説

### 資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金を合法的な産物であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開示した銀行口座に振り込む。

注47 国際海事機関(IMO: International Maritime Organization) 2012年1月1日より、IMO事務局長に岡水重典(前IMO海上安全部長)が就任した。

# 気候変動分野における日本の2012年末までの途上国支援

## 目的

排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の影響

響に対して脆弱な途上国を支援

国際交渉の進展状況及び  
国内の復興状況を踏まえ実施

政府開発援助 (ODA)  
(約8500億円 (概ね72億ドル))

- 無償、技協 (JICA)
- 円借款
- 国際機関への拠出

その他の公的資金 (OOF) 等  
(約9000億円 (概ね78億ドル))

- 民間部門との協調融資等  
例: 国際協力銀行 (JBIC)

官民合わせて1兆7500億円  
(概ね150億ドル)規模

## 既に132億ドル以上の支援を実施 (2012年2月末現在、1ドル=115円で換算)

- 上記支援実績のうち、公的資金は約101億ドル、民間資金は約31億ドル。
- 107か国に対して783のプロジェクトを実施。
- 脆弱国のニーズを踏まえ支援を実施。無償資金については、緩和(REDD+以外)約19%、REDD+約10%、適応約37%、緩和・適応約35%。
- 脆弱国に対する支援は、アフリカ(13.9億ドル)、LDCs(9.2億ドル)、SIDS(0.8億ドル)とそれぞれ着実に支援を実施。



## 支援分野

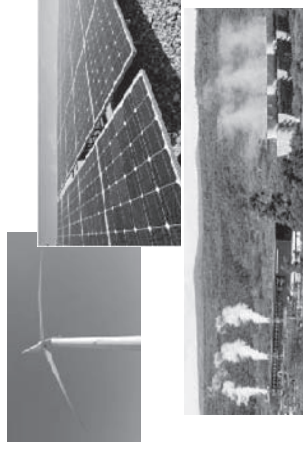
**緩和：約105.4億ドル**（無償：約5.9億ドル，円借款：約48.9億ドル，OOF：約50.7億ドル）

温室効果ガス排出抑制による温暖化緩和に資するため，相手国政府が進める気候変動対策への支援や，風力・地熱・太陽光など再生可能エネルギーを利用した発電施設の建設等の支援を実施。

例：太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画（34か国，1.8億ドル）

風力発電計画（3.4億ドル）

地熱開発計画（2か国，4.9億ドル）



**REDD+：約5.8億ドル**（無償：約2.0億ドル，円借款：約3.8億ドル）

持続可能な森林利用及び保全のため，必要な機材を供与し，森林資源現況の把握及び森林管理計画の策定，植林等の支援を実施。

例：森林保全計画（21か国，1.6億ドル）

UN-REDDへの拠出金（3.2百万ドル）



**適応：約11.7億ドル**（無償：約7.5億ドル，円借款：約4.2億ドル）

気候変動に伴う自然災害への対処能力の強化のために，洪水や旱魃等の被害対策及びその予防対策等に必要な機材や設備を供与するとともに，能力開発を進める。

例：気候変動による自然災害対処能力向上計画（25か国，1.6億ドル）

台風の緊急インフラ復旧計画（0.9億ドル）、洪水の緊急復興計画（1.3億ドル）



**緩和&適応：15.1億ドル**（無償：約7.1億ドル，円借款：約8.0億ドル）

途上国の気候変動問題への取組（緩和・適応）を支援するため設立された国際機関への拠出等を実施。

例：気候投資基金（CIF）への拠出金（6.4億ドル）



## 第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム 効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ（仮訳）

### 前文

1. 韓国の釜山に集結した、我々、途上国及び先進国の首脳、大臣及び代表、多国間及び二国間の機関の長、公的機関、市民社会組織、民間の機関、議会、地方及び地域的機関など異なる機関の代表は、効果的な国際開発のための共有の原則、共通の目標及び差異ある約束に基づき構築された、これまでになく広範で包摂的な新たなパートナーシップによって団結したことを認識する。
2. 南南協力における特質、手法及び責任は、南北協力のものとは異なる。同時に、我々は、全員が共通の目標と共有の原則に基づき参加する開発課題の一部であることを認識する。この文脈において、我々は、個別の国情に基づき効果的な協力を支援するための更なる努力を奨励する。成果文書で合意された原則、約束及び行動は、南南協力のパートナーによって任意で参照されるものとする。
3. 世界は、地球規模の開発において重大な分岐点に立っている。貧困と不平等は、依然主要な課題である。ミレニアム宣言は、開発のための普遍的なマンデートを設定した。そして、ミレニアム開発目標の達成年まで4年間を切り、途上国における強固で、共有された、持続可能な成長と人間らしい働きがいのある仕事を達成する緊急性は、最重要となっている。さらに、同宣言は、人権、民主主義、良い統治を促進することが我々の開発努力と一体であることを特定している。脆弱国及び紛争国以上に、我々の開発目標の緊急性が高いところは無い。これらの課題に取り組むには、政治的意思が極めて重要である。
4. 我々は、開発における約束を再確認するとともに、60年以上前に開発協力が開始されて以降、世界が大きく変化してきたことを認識する。経済的、政治的、社会的、技術的な発展は、我々が住む世界を変革してきた。しかし、貧困、不平等、飢餓は存続している。ミレニアム開発目標の達成と、すべての人々のためのより強固で回復力のある世界経済の実現を確実なものとするためには、貧困を根絶し、途上国の市民に負の影響をもたらす地球規模及び地域的な課題に取り組むことが重要である。我々の成功は、流行病、気候変動、景気低迷、食料価格及び燃料価格の危機、紛争、ショックや自然災害への脆弱性といった課題への対処における、我々の共同努力及び投資の成果と効果によって決定される。
5. より多くの国及び非国家主体や、中所得国を主とする異なる発展段階の国家間の協力に特徴付けられるように、開発協力の構造は、より複雑化している。南南協力、三角協力、新たな形態での官民連携、開発のためのその他の手法や手段は、南北協力の形態を補完しながらも、より重要になってきた。
6. 国際開発協力は、多くの有益な成果を達成してきた。10年前にモンテレイに集結した際、我々は、開発のための資金量の増加は、すべての市民にとって持続可能で透明性の高い成

果を生み出すための、より効果的な行動を伴わなければならないことを認識した。釜山での我々の対話は、依然として重要であることが証明され、開発協力の質の向上に貢献してきた過去のハイレベル・フォーラムの基盤の上に築かれている。しかし我々は、進捗は一樣ではない上、迅速でもなく、十分に広がっていないことを認識する。我々は、各々の約束を再確認し、我々が既に合意した行動を完全に実施する。

7. 我々は、努力を改善し加速させることができるし、またそうしなければならない。我々は、近年までより狭い開発主体の集団によって支配されていた課題の形成を望む、国及び非国家主体を関与させ、我々の協力を近代化し、深め、そして広げることを約束する。釜山では、我々は、多様性を包含し、開発を支援するために協力するすべての関係者が果たしうる個々の役割を認識する、新たな世界的な開発パートナーシップを構築する。
8. 我々のパートナーシップは、開発協力のすべての形態を支える一連の共通の原則の上に構築されている。同時に、我々は、これらの原則の適用の方法が、様々な開発段階にある国や関与する官民の関係者の形態によって異なることを認識する。教訓は、開発協力に参加するすべての人々によって共有されなければならない。我々は、例えば南南協力や市民社会組織と民間の主体による貢献のような、開発協力に向けた多様なアプローチによって提供される機会を歓迎する。我々は、これらの優れた特徴とそれぞれの利点を認識するとともに、その功績やイノベーションに積み上げ、そして学ぶことを目的に協働する。
9. 持続可能な開発成果は、効果的な協力に向けた我々の約束の最終目標である。開発協力は解決手段の一部にしかすぎないが、一方でそれは、貧困撲滅、社会的保護、経済成長及び持続可能な開発を支援するにあたり、触媒として不可欠な役割を果たす。我々は、開発協力を拡大することを目的とした、各々の約束を再確認する。より効果的な協力は、開発のための資金の減少を招いてはならない。時間の経過とともに、最も貧しい人々や国々にもたらす結果を常に考慮しつつ、我々は、援助からの自立を高めることを目指すことになる。この過程で、国が、国際投資や貿易によって提供される機会を完全に活用できるよう、また、そうした国内資本市場を拡大できるよう、開発政策に限らず、すべての公共政策の相互依存と一貫性の検証が不可欠である。
10. 我々は、開発成果を向上させ、それを強化するために協働するとともに、我々は、課税と国内資源の動員、民間投資、貿易のための援助、慈善事業、非譲許的な公的資金及び気候変動資金を含む、持続可能で包摂的な開発を支援するための多様な資金源の効果を促進、活用、強化することを目的に行動する。同時に、新たな金融商品、投資オプション、技術と知識の共有及び官民連携も求められている。

### **共通の目標を達成するための共有の原則**

11. 我々は、パートナーシップと開発協力の触媒としての役割を支える多様性を包含するとともに、我々は、人権、人間らしい働きがいのある仕事、ジェンダー平等、環境の持続可能性及び障害について合意された国際的な約束に整合的で、効果的な開発のための協力の基

盤を形成する、共通の原則を共有する。

- a) 途上国による開発優先事項のオーナーシップ  
開発のためのパートナーシップは、各国の状況とニーズに応じたアプローチが実施され、途上国に主導されることによつてのみ成功を収める。
- b) 成果重視  
我々の投資と努力は、途上国自身によつて設定された優先事項や政策に沿つて、貧困撲滅と不平等の是正、持続可能な開発及び途上国の能力強化において、永続する効果をもたらさなければならない。
- c) 包摂的な開発パートナーシップ  
すべての主体の異なる役割及び補完的な役割を認識するとともに、開放性、信頼、相互の尊重と学習を、開発目標を支援する効果的なパートナーシップの中核に据える。
- d) 透明性と相互説明責任  
相互説明責任と、個々の市民、組織、有権者及び関係者を含む協力の意図された受益者に対する説明責任は、成果をもたらす上で重要である。透明性の実践は、説明責任の推進のための基礎を形成する。

12. これらの共有の原則は、我々の行動を以下に導く。

- a) 開発政策とその過程の民主的なオーナーシップを深め、拡大し、運用可能にする。
- b) 具体的で、持続可能な成果を達成することを目的として、我々の努力を強化する。これは、支援の拡大、国の能力強化、開発成果を支援するための、多様な資源とイニシアチブの活用とともに、より優れた成果管理、モニタリング、評価及び進捗の報告を含む。
- c) 南南協力や三角協力などの水平的パートナーシップを、多様化する国の状況とニーズに適合させることを手助けするとともに、こうした協力への支援を拡大する。
- d) 開発資金と活動の多様な形態が、開発において触媒効果をもたらすことを確保するとともに、こうした多様な形態による効果を、促進し、活用し、強化するための途上国の努力を支援する。

13. 我々は、こうした行動が実施されなければならない緊急性を認識する。我々のパートナーシップへの新たなアプローチが、より長期の開発成果のみならず、2015年までのミレニアム開発目標の実現において最大限可能な効果をもたらすためには、今から実施を開始し、又は実施中のものについては努力を加速する必要がある。我々は、各々の行動を、途上国、又は国際的なレベルで実施するため、相互に説明責任を維持する。我々は、国レベルでの我々の約束の実施に焦点を当てるとともに、政治レベルで実施を支援することを目的とした、新しく、包摂的な「効果的な開発協力のためのグローバルパートナーシップ」を構築する。

## 変化の実現：共通の目標を達成するための補完的な行動

### 共有の原則と差異ある約束に基づいた新たな主体の包摂

- 今日の複雑な開発協力の構造は、南北の枠組みから進化してきている。援助提供国と援助受取国の伝統的な関係とは異なり、途上国と多くの新興経済国が、南南協力の重要な提供国となっている。これらの国は、途上国であり、国内では未だ貧困に直面している。したがって、これらの国は、他国から提供される開発協力を享受する資格を引き続き有するが、経験を共有し、他の途上国と協力する責任を、段々と負うようになってきた。パリ宣言は、これら新たな主体の複雑さに取り組まなかったが、アクラ行動計画は、その重要性と特性を認識した。南北協力は、開発協力の主たる形態であり続けているが、南南協力は、開発のための追加的で多様な資金源を提供しつつ、進化し続けている。我々全員は今、釜山において、これら主体が、共通の目標、共有の原則及び差異ある約束に基づいて参加している、新しく、より包摂的な開発課題の、欠くことのできない一部を形成している。これと同様に、我々は、市民社会、民間セクター、他の主体を包摂することを歓迎する。

### 開発協力の質及び効果の向上

- これまで、開発効果の課題の前進に向けた進展はみられているが、主要な課題は、引き続き残っている。各々の約束の実施において直面する課題にもかかわらず、援助効果向上に関するパリ宣言と、アクラ行動計画を支持する原則の多くが、より質が高く、より透明性が高く、より効果的な開発協力に貢献してきたことが実証されている。
- 我々は、釜山でなされた約束の実施が確かなものとなるよう、ハイレベルの政治的指導力を持続する。この文脈で、パリ及びアクラで設定された相互に合意した行動を承認した国は、各々の約束を完全に実施するための努力を強化する。中所得国、南南協力及び三角協力のパートナー、市民社会組織を含む、拡大し続ける開発主体は、共有の原則に沿った各々の差異ある約束を尊重するとともに、パリ及びアクラ以降の、より広範で包摂的な課題を構築するため、他の開発主体に加わった。
- パリ宣言の定期的なモニタリングと独立した評価を通して得られた証拠を活用し、我々は、途上国が優先するニーズに合致する持続可能な成果に焦点を当て、開発のためのパートナーシップの効果向上のために、早急に必要な変革を行う。

### オーナーシップ、成果及び説明責任

- 我々は共同で、開発成果に更なる焦点を当てる。このため、我々は以下に取り組む。
  - 主要な制度と政策を強化するための途上国の努力と計画は、開発協力提供主体との共同リスク管理枠組みの開発によることを含め、リスクを回避するよりは、むしろ管理することを目的としたアプローチによって支援される。
  - 途上国によって開始された透明で、国が主導する、国レベルの成果枠組み及びプラット

フォームは、途上国の開発優先事項と目標から引き出された、管理可能な数の結果と成果の指標に基づき進捗を評価することを目的とした、すべての関係主体間の共通のツールとして採用される。開発協力提供主体は、国の開発戦略と整合的でない指標の導入を要請することは控えるとともに、追加的な枠組みの使用を最小限に抑える。

- c) 我々は、進捗をモニタリングし、効果を評価し、正当で成果に着目した公的セクター管理を確保し、政策決定のための戦略的課題を強調することを目的とした、統計のための能力強化を目指すために、世界的な行動計画を実施するために協働する。
- d) 我々は、すべての途上国で相互評価レビューが実施されることを確実にするための努力を深めるとともに、この過程のすべての開発協力主体の積極的な参加を奨励する。
- e) アクラ行動計画に従って、我々は、援助のアンタイド化の努力を加速する。2012年に、これを達成するための計画を再検討する。アンタイド化は、費用対効果の向上に加え、途上国において現地調達、事業開発、雇用、所得向上の機会を提供しうる。我々は、援助のタイピング・ステータスに関する報告の質、整合性及び透明性を向上させる。

19. 途上国のカントリーシステムの活用と強化は、効果的な制度を構築する努力の中心をなすものである。我々は、パリ宣言とアクラ行動計画で設定された各々の約束を踏まえ、以下に取り組む。

- a) 開発協力提供主体と途上国双方の統治機構と協働し、それらを尊重するとともに、公共セクターによって管理される活動を支援する開発協力のための初期的なアプローチとして、カントリーシステムを活用する。
- b) 相互に合意した判断ツールを用いて、共同でカントリーシステムを評価する。これらの評価の結果に基づき、開発協力提供主体は、カントリーシステムをどの程度活用できるか決定する。カントリーシステムの完全な利用が不可能な場合、開発協力提供主体は、活用できない理由を明示し、システムの強化に必要な支援や変革を含む完全な利用に向けて必要な事項について、政府と検討を行う。カントリーシステムの活用と強化は、持続可能な成果のための国の能力開発の全体的な文脈の中で実施されるべきである。

20. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、開発成果を達成する上で重要であることを認識するとともに、我々は、国の優先事項に基づく開発プログラムを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を目的とした努力を加速する。ジェンダー不平等の軽減は、それ自体が目標であり、持続可能で、包摂的な成長のための必須条件でもある。既存の約束を実行するための努力を倍加させるとともに、我々は以下に取り組む。

- a) 公的支出が、女性と男性の双方に利益を適切にもたらすことを確保するとともに、政策決定に情報を提供し、投資を主導する男女別のデータの収集、普及、調和及び完全な活用のための努力を加速し、深める。
- b) 国際的及び地域的約束に従いつつ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの目標を、説明責任メカニズムに統合する。
- c) 平和構築と国家建設を含めた開発努力のすべての側面で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組む。

21. 議会と地方政府は、市民と政府を結びつけ、国の開発課題の幅広く、かつ民主的なオーナーシップを確保する上で、重要な役割を果たす。議会と現地政府の貢献を促進するため、我々は以下に取り組む。
- a) 十分な資金と明確な行動計画による裏付けのもとで能力開発を支援することを含め、開発プロセスを監視する議会の役割の強化を目的とした、既存の約束の実施を加速し、深める。
  - b) 地方レベルの参加と説明責任を強化させるとともに、地方政府がサービス提供を越えた役割をより完全に担うことができるよう、一層支援する。
22. 市民社会組織は、人々が権利を主張することを可能し、人権に基づくアプローチを促進し、開発政策やパートナーシップを形成し、それらの実施を監視する上で、極めて重要な役割を果たす。市民社会組織は、国により提供されるサービスと補完関係を保つ分野において、サービスを提供する。我々は、これを認識するとともに、以下に取り組む。
- a) 市民社会組織が、独立した開発主体としてその役割を果たすことが可能になるように、合意された国際的な権利と整合性をとりつつ、市民社会組織の開発への貢献が最大化される政策環境に着目するとともに、各々の約束を完全に実施する。
  - b) 市民社会組織が、イスタンブール原則と市民社会組織の開発効果のための国際的枠組みに主導された、説明責任と開発効果への貢献を強化する取組を実施することを奨励する。

#### 透明で責任ある協力

23. 我々は、開発協力とその他の開発資金の情報の入手の容易さと、公的なアクセス性の向上について、この分野における各々の約束を踏まえつつ、作業する。そのために、我々は以下に取り組む。
- a) 公的資金による、開発の活動、資金、条件、開発成果における貢献について、商業的に機微な情報に法的に正当な考慮を払うことを条件に、十分な情報を利用可能にする。
  - b) 国レベルで、透明性のある公共財政管理や援助情報管理システムの設置に集中するとともに、意思決定において、これらの情報をより適切に活用し、説明責任を促進することを目的として、すべての関係者の能力を強化する。
  - c) 経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）の統計報告と、国際援助透明性イニシアチブ（IATI）や他の補完的取組を勘案の上、開発協力を通じて供与された資金についての、時宜に適い、包括的で将来にわたる情報を電子的に公表するための、共通で開かれた基準を適用する。この基準は、国による要求との整合性を保ちつつ、途上国及び非国家主体の情報ニーズに応えるものでなければならない。我々は、2012年12月までに、この基準について合意の上、実施のための各々の計画を公表し、2015年12月までの完全実施を目指す。
24. 我々は、開発協力を、本質的に、より予測可能にするために作業する。このため、我々は以下に取り組む。
- a) アクラ行動計画により中期的な予測性の向上を約束した国は、必要な場合は改革の上、この分野における約束を完全に実施する。アクラで合意したように、提供可能で定期的

で時宜に適った3~5年の支出見通しの計画及び／又は実施計画を、2013年までに、協力関係にあるすべての途上国に提供する。その他の開発主体は、今後の中期的な協力の意図について、時宜に適った関連情報を途上国に提供することを目指す。

25. 我々は、開発協力主体の多様性を歓迎する。開発援助提供主体は、断片化を抑制し、援助の経路の拡散を防止する責任を有する一方で、途上国は、国レベルにおいてこの多様性に対応するための、協議や調整の取組を主導する。我々は、断片化を抑制する努力が、開発を支援するために利用可能な資源の、量と質の低下をまねかないことを確保する。このために、我々は以下に取り組む。
- a) 我々は、2013年までに、プログラム・ベース・アプローチ、共同プログラム及び委託協力と同様に、援助の分業化を含む、国主導の調整機能を最大限活用する。
  - b) 我々は、多国間の機関、国際的な基金やプログラムにおける、政策の一貫性を向上させる。我々は、既存の多国間の経路を、効果があがっているものに着目しつつ、効果的に活用する。我々は、これらの経路の拡散防止のために作業し、2012年末までに、我々の共同の努力を導く原則及びガイドラインに合意する。援助効果向上に関する各々の約束を引き続き実施するとともに、多国間の機関、国際的な基金やプログラムは、国、地域及び国際的なレベルにおける調整と、相互説明責任のメカニズムへの関与を強化する。
  - c) 我々は、2012年末までに、援助量が不十分な国の課題に対処する行動の指針となる原則に合意するとともに、こうした課題に対処する努力を加速する。これらの努力は、すべての開発協力の資金フローを対象とする。
  - d) 開発協力提供主体は、現場のスタッフへの不十分な権限委譲の問題に対処する努力を深め、加速する。開発協力提供主体は、開発計画の策定及び実施における財政上の権限、人事、役割と責任の委譲を含め、すべての面で運用を見直すとともに、その他の障害についても対策を講じる。

#### 紛争国及び脆弱国における持続可能な開発の促進

26. 脆弱国は多くの場合、ミレニアム開発目標の達成からかけ離れている。ミレニアム開発目標の達成は、脆弱国が直面する独特の課題を理解し、その課題を乗り越え、開発を持続するための基礎を促進するための、我々の集団的能力によって決定される。我々は、脆弱国や紛争国からなるg7プラスを含む「平和構築及び国家建設に関する国際対話」によって策定された、「ニューディール」を歓迎する。「ニューディール」を承認した国は、これを実施するための行動を進め、その中で、以下を活用する。
- a) 脆弱国や紛争国における我々の作業を導くためのミレニアム開発目標に向けた進展を促す重要な基礎としての平和構築・国家建設目標 (PSGs) — PSGs は、合法的な政治、人々の安全、司法、経済基盤、歳入、公平なサービスに高い優先度を置く。
  - b) フォーカス (FOCUS) — 紛争国に取り組むための、新たな、国主導かつ国主体の手法。
  - c) トラスト (TRUST) — より高い成果を達成することを目的として、透明性を強化し、カントリーシステムを活用するためのリスクを管理し、国の能力を強化し、援助の予測性と適時性を向上させるための、一連の約束。

## 困難における強じん性の強化と脆弱性の低減のための協働

27. 我々は、小島嶼開発途上国など、特に高度に脆弱な条件において、開発戦略とプログラムが、ショックによるリスクにおける、人々や、社会の強じん性の構築に優先度を置くことを確保しなければならない。強じん性やリスクの軽減への投資は、我々の開発努力の価値と、持続可能性を向上させる。このため、我々は以下に取り組む。
- a) 途上国は、各国独自の政策及び戦略に、ショックに対する強じん性と、災害管理対策を統合することを主導する。
  - b) 途上国が明確にするニーズに応じ、我々は、リスクの高いコミュニティにおいて、ショック耐性のあるインフラや、社会的保護システムへの投資を行うために協働する。加えて、我々は、災害管理のための、国及び地域レベルの資金、計画及び技術を増強する。

## 効果的援助から効果的開発のための協力へ

28. 援助は、開発に向けた解決手段の一部にしかすぎない。援助効果向上から効果的な開発の課題に焦点と注意を広げる時が来ている。これには、以下を含む枠組みが求められる。
- a) 開発が、力強く、持続可能で、包摂的な成長によってもたらされる。
  - b) 政府自身による歳入が、開発ニーズに資金提供する上で、更に重要な役割を果たす。そして、政府が、市民に対して、達成された開発成果についての説明責任を果たす。
  - c) 効果的な国及び非国家機関が、各々の改革を、企画、実施し、互いに説明責任を持つ。
  - d) 途上国が、グローバル経済での競争力の強化に役立つ規模の経済を高めるとともに、徐々に地域的、世界的な統合を進める。
- この趣旨で、我々は、援助が開発の触媒となるように、合意された国際的な権利、規範及び基準に整合的な方法で、援助が何に対してどのように支出されるべきか再考する。
29. 効果的な制度と政策は、持続可能な開発に不可欠である。国の中核的な機能を果たす制度は、途上国における資金の活用を促進することを目的として、開発協力提供主体の政策と取組に沿って、必要に応じ更に強化されねばならない。途上国は、これらの制度を、現地の状況と開発の段階に適応させるとともに、制度強化の努力を主導する。このために、我々は以下に取り組む。
- a) 国及び地方的機関、地域的機関、議会、市民社会を含む効果的な資金動員とサービス提供につながる、途上国主導による制度及び政策の変更の実施を支援する。
  - b) 途上国主導で、国の機関、システム及び能力開発のニーズを評価する。
  - c) 途上国主導により、政策の策定、実施、説明責任についての情報を提供することを目的として、制度の活動に関する、より改善された証拠の開発を支援する。
  - d) 地域レベル、国際的なレベルで知識や経験を共有するとともに、制度改革の成功の決定要因に関する学習を深める。



### 持続可能な開発のための南南協力と三角協力

30. 持続可能な開発への投入は、資金協力を遥かに超えて、すべての開発主体や国の知識や開発経験に及んでいる。南南協力と三角協力は、途上国の政策とアプローチを、効果的で、現場が有している、国の状況に合った解決策を用いることによるサービスの提供へと変革する可能性を持っている。
31. 我々は、南南協力を行っている多くの国は、多様な資金や専門知識を提供すると同時に受け取ってもおり、南南協力が、他国から支援を受ける適格性に影響することなく、協力関係を豊かにするものであることを認識する。我々は、以下によって知識の共有や、相互学習を強化する。
- 適切な場合、開発協力を行うに当たって三角協力の活用を普及させる。
  - 南南協力と三角協力のこれまでの成功と相乗効果を認識するとともに、これらをより最大限活用する。
  - 途上国による重要な知識の蓄積へのアクセスを強化する手段として、南南協力の主体間の知識の交換や、相互の学習と調整のためのネットワークの発展を奨励する。
  - 南南協力及び三角協力を効果的に行うため、現地の能力及び国の能力の強化を目指す努力を支援する。

### 民間セクターと開発

32. 我々は、イノベーションの促進、富、所得、雇用の創出、国内資源の動員、そして、貧困削減への貢献において、民間セクターの果たす中心的な役割を認識する。このために、我々は以下に取り組む。
- 民間投資の発展のための法、規制及び行政上の環境を改善するため、また、民間セクターの発展、海外直接投資の増加、官民連携、衡平な方法でのバリューチェーンの強化、国及び地域的側面への特別の考慮、開発目標を支援する努力の拡大のための健全な政策と規制環境を確保するため、代表的な民間の機関、労働組合及びその他の団体と協働する。
  - 持続可能な成長と貧困削減の強化を目的として、開発政策及び戦略の策定と実施における、民間セクターの参加を可能にする。
  - 共有の開発目標のために民間資金を動員することを目的として、革新的資金メカニズムを、更に発展させる。
  - 生産能力の構築、市場の失敗への対処、資本市場へのアクセスの強化、民間セクターの主体が直面するリスクを緩和するアプローチの促進を目的として、成果と効果に焦点を当てるとともに、持続可能な開発の原動力として「貿易のための援助」を促進する。
  - 開発とビジネスの成果が相互に補強し合うために、それらを如何に進めるかを調査する上で、公的セクター、民間セクター及び関係機関の代表が積極的な役割を果たすことを奨励する。

### 汚職と不正な資金フローの防止

33. 汚職は、開発のための資金が転用され、組織の統治の質を悪化させ、人間の安全保障を脅かすなど、世界的な開発を深刻に弱体化させる悪疫である。汚職は、多くの場合、犯罪を煽り、紛争と脆弱性を招く。我々は、国連腐敗防止条約（略称）や、OECD 贈賄防止条約（略称）など我々が関係する他の条約との整合性を保ちつつ、汚職と不正な資金フローと闘うための共同の努力を強化する。
- a) 法を施行し、汚職行為に対する絶対不寛容の行動を促進することにより、汚職を撲滅するための各々の約束を完全に実施する。これには、財政の透明性向上、独立した執行メカニズムの強化及び不正告発者の保護などの対策が含まれる。
  - b) 資金洗浄対策を強化し、脱税に対処し、不正な資産の追求、凍結、回収のための国及び国際的な政策、法的枠組み及び制度的取決めを強化することにより、不正な資金フローを撲滅するための我々の個別の努力を加速する。これには、効果的な国際協力を促進する法や実行の立法化及び実施を確保することを含む。

### 気候変動資金

34. 世界的な気候変動資金は、中期的に、相当増加することが予想されている。この資金フローが、新たな機会と課題をもたらすことを認識するとともに、効果的な気候の資金と、より広範な開発協力のための我々のアプローチのすべてにおいて、一貫性、透明性及び予測性を促進するために努力し、これは以下を含む。
- a) 国の気候変動対策及び計画を、途上国の国家開発計画に欠くことができない一部として支援することを継続し、適切な場合には、透明性のある方法で途上国のカントリーシステムを通じて資金が調達され、供給され、モニタリングされることを確保する。
  - b) 気候変動に関する活動を行っている主体とともに開発効果から得られた教訓を共有し、より広範な開発協力が、気候資金におけるイノベーションについて報告を受けることを確保する。

### 今後の行方：ミレニアム開発目標に向けて及びその後の進捗への連携

35. 我々は、援助効果向上に関するパリ宣言及びアクラ行動計画で設定された約束と行動に沿いつつ、これらを前進させるため、相互に説明責任を負う。そのために、我々は以下に取り組む。
- a) 各々の途上国のレベルにおいて、協力の効果を向上させ、また、そうすることで、開発成果を向上させることを目的とした、努力の進捗をモニタリングし、相互説明責任を促進するための、国のニーズ及び優先事項に基づく枠組みに合意する。途上国は、既に合意された指標と目標を含む、そうした枠組みの更なる作業を主導し、固有のニーズに応え、援助と開発政策を基礎とする。これらの取組の成果は、公開されるものとする。
  - b) 約束の実施のための国際的及び地域的な説明責任の支援を行うとともに、2012年6月までに、定期的に進捗のモニタリングを行う選択的で関連性のある一連の指標と目標に合意する。我々は、途上国によって主導されるイニシアチブを踏まえ構築していくと

もに、援助効果向上をモニタリングするための既存の国際的努力からも学んでいく。我々は、これらの取組について、ミレニアム開発目標後の枠組みの下で再評価を行う。我々は、これらの取組の成果を定期的に公表する。

c) 進捗をモニタリングし、開発効果向上に向けた努力の効果を評価するための能力を強化する、国レベル及び地域レベルの途上国主導によるイニシアチブを支援する。

36. 我々は、協力の強化と、共通の目標と差異ある約束の厳守のためには、世界的なレベルでの対話、相互の学習及び説明責任のための包摂的な場と同様に、継続的なハイレベルの政治的支援が必要であることを受け入れる。地域的機関は、国レベルの実施支援において、また、国の優先事項を世界的な努力に関連付けることにおいて、重要な役割を果たすことができ、また果たすべきである。国連開発協力フォーラムもまた、釜山で合意された約束の実施において役割を果たすよう奨励される。そのためにも、我々は以下に取り組む。

a) 政治レベルで約束を実施するための説明責任を確実なものとし、支援するため、新しく、包摂的で、代表的な「効果的開発協力のためのグローバルパートナーシップ」を設立する。このパートナーシップは、知識の交流と進捗の定期的な評価のためのフォーラムを提供するとともに、多様性のある開放的な場を提供する。

b) 2012年6月までに、他のフォーラムを補完するとともに、それらとの関係を持ちつつ実施される定期的な閣僚レベルの参加のためのメンバーシップや機会を含む、グローバルパートナーシップのための、簡易な作業取決めに合意する。

c) 2012年6月の援助効果作業部会とその関連機関の廃止のための準備において、援助効果作業部会に対し、グローバルパートナーシップのための作業取決めと、世界的なモニタリングと説明責任を支える指標と手段について合意するために本成果文書を承認したすべての国の代表及び関係者を招集することを求める。

d) 経済協力開発機構（OECD）と国連開発計画（UNDP）の今日までの協働作業、これら機関の権限、比較優位性のある分野を踏まえ、両機関にグローバルパートナーシップが効果的に機能することを支援するよう求める。

(了)

# 腐敗行為の防止に関する国際連合条約

国際的な現象となっている腐敗行為に対処するため、腐敗行為を効果的に防止し、国際協力を推進することを目的としたもの。

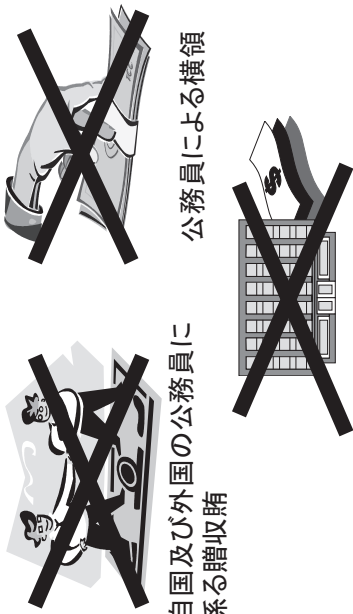
- 2002年 1月 国連にて交渉開始
- 2003年10月 国連総会にて採択
- 2003年12月 メキシコのメリダにて署名会議開催(我が国も署名)
- (2005年12月 条約発効)

## 腐敗行為の防止措置



- ・公的部門・民間部門の透明性の確保
- ・資金洗浄の防止

## 腐敗行為の犯罪化



自国及び外国の公務員に係る贈収賄

公務員による横領

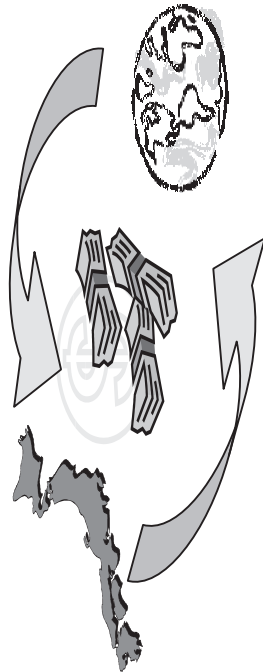
犯罪収益の洗浄

## 国際協力



- ・犯罪人引渡し
- ・捜査・司法共助

## 財産の回復



- ・犯罪収益の没収のための国際協力
- ・没収した財産の外国への返還

# 国際開発連帯税に関する検討

平成23年11月  
外務省

## 航空券連帯税

### 各国における導入状況

#### コナクリ宣言

(2008年「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」第5回総会)  
28カ国が航空券連帯税導入の意図を表明した旨記載

#### 仏資料 (2010年6月)

実施国12カ国：フランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、ニジェール、ブルンジ、コートジボワール、ブラジル、キプロス、ガボン、ヨルダン

#### 我が国在外公館を通じて調査

実施国：フランス、韓国、チリ、モーリシャス、マダガスカル、ニジェール、  
(以下は仏資料に未掲載)マリ、ブルキナファソ、コンゴ共和国

未実施または廃止：ブラジル、キプロス、ヨルダン

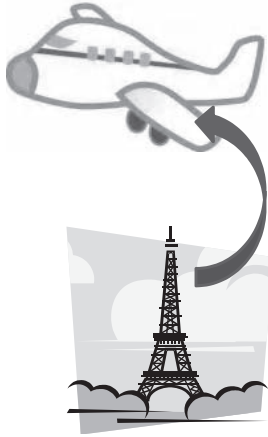
(ブルンジ、コートジボワール、ガボンについては、現在確認中)

コナクリ宣言に記載されている国の多くは、仏語圏を中心とするアフリカ各国。

➡ **欧米及びアジア各国が新たに導入する動きは、今のところ見られない。**

# 航空券連帯税

## 各国における実施状況



各国ともに、自国からの出発便のみを課税対象とし、到着便及びトランジット便を除外

### フランス

国際便：ビジネス以上：40ユーロ、エコノミー：4ユーロ、  
国内・欧州圏内便：ビジネス以上：10ユーロ、エコノミー：1ユーロ  
 税込：1.62億ユーロ(2009年、約211億円)  
 使途：約9割がUNITAIDへ、HIV/エイズ、マラリア、結核の対策に  
 残り1割はIFFImに、GAVIを通じ予防接種促進に

### 韓国

国際便に一律1000ウォン  
 税込：約143億ウォン(2008年10月-2009年9月、約10.5億円)  
 使途：徴収額の約半分がUNITAIDに拠出され、  
 残りはアフリカの疾病対策事業として利用

3

# 航空券連帯税

## 航空券連帯税が航空産業に与える影響等

▶ 仏国際・国内線航空旅客数動態  
 2004年：105,874,646人、2008年：128,220,158人、  
 2009年：122,727,524人

▶ 仏国内航空企業 (Air France KLM) の業績  
 ・売上高 (百万ユーロ)  
 2004-2005年：18,978、2005-2006年：21,448、2006-2007年：23,073、  
 2007-2008年：24,123、2008-2009年：23,970、2009-2010年：20,994  
 ・経常利益 (百万ユーロ)  
 2004-2005年：553、2005-2006年：936、2006-2007年：1,240、  
 2007-2008年：1,414、2008-2009年：▲129、2009-2010年：▲1,285

▶ 航空券連帯税の航空産業に与える純粋な影響について、各国において詳細な調査、研究が行われた例は、現時点では確認できず

▶ 航空需要は、世界経済の動向や原油価格の高騰等の経済的側面、テロ事件や災害の発生等による心理的側面等の複合的な要因によって変動。個別に航空券連帯税を取り上げて航空需要に与える影響を評価することは難しい。

▶ 仏では、民間航空税等各種税金の額が航空券にまとめて記載(航空券連帯税が別項目で明記されていない)。国民が同税課税を十分に認識していない可能性がある。

## 仏における報道

＜ル・フィガロ紙＞

「航空券連帯税の実施から3年経つが、その成功は変わらない」

＜ル・ポワン誌＞

「航空券連帯税」は「これまでに納税者に1200万ユーロの負担を強いている」、「米国等いくつかの国はわずか2ドルでも新しい税は決して受け入れない」

4

## 航空券連帯税 航空業界等の反応

### 定期航空協会

航空券連帯税の導入に反対である旨従来から立場を表明

### 国土交通省

政府税調等において従来から反対の立場を表明

### 国際航空運送協会 IATA

航空券への課税に懸念を表明する旨前原外務大臣(当時)宛書簡で表明



5

## 通貨取引開発税

### <トービン税>

ジェームス・トービンにより1972年に提唱。為替相場を安定させることを目的に、為替取引に対して課税。トービン税は通貨取引額に対して1%程度の課税を想定(さらに発展した議論では、通常の為替取引には0.025%から0.1%程度の税率を適用し、一定規模以上の過度な変動をもたらす可能性のある取引に80%の税率を課すという主張もある)。

同じく通貨取引を課税対象とするが、いわゆるトービン税と通貨取引開発税は目的が異なり、想定する税率も異なる。

### <通貨取引開発税>

国際金融システムにおける投機抑制を目的とするのではなく、むしろ国際金融システムに影響を与えないよう配慮しつつ、国際金融システムから収益をあげている金融機関や投機家から税を徴収し、その資金を開発にむける。提案されている税率は、通貨取引額に対して0.005%('開発のための国際金融取引タスクフォース'の提案の例)。

6



## 国際金融取引への課税

### 国内における議論(開発用途)

「国際連帯税創設を求める議員連盟」,「国際連帯税協議会」(いわゆる寺島委員会), 昨年税調下に設けられた国際課税小委員会において, 通貨取引開発税を中心に検討。

### 国際場裡における議論(開発用途)

2009年,「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ(LG)」下に, 仏主導による「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース(TF)」が設立。2010年6月, 同TFの下での専門家委員会は, 報告書を提出し, 多くの選択肢を検討。

報告書は「国際通貨取引税(GSL)」を最適な選択肢として勧告しているところ, 課税自主権を制限するような国際的な合意の難しさに加え, 租税回避行動の防止, 徴税コスト等を, 更に慎重に検討する必要性あり。

現在の為替決済システムを中心とするCLSB(CLS銀行, 米国の一民間銀行)は,「通貨取引税は, 国際金融市場の不安定要因となる」旨, 懸念を表明。  
米国は, 開発を用途とする税制度の導入に反対しており, LGにも, 未参加。

### 参考:EUにおける金融取引税導入提案

現在の提案では, スポットの為替取引を課税対象から除外(株式, 債券, デリバティブが課税対象, 詳細は今後議論)。用途については, EUの独自財源とするか, EU加盟各国の一般財源とするかが, 主な議題となり, 開発に特定するものとはならない見込み。英国等, 導入に反対の国も。  
→今後, 議論の推移を慎重に見守る必要あり。

## 革新的資金調達に関するG8各国の立場



8



## 環境と持続可能な社会のためにあなたの力を！

### JACSES賛助会員・サポーター会員募集中

JACSES では、持続可能な社会を創造することを目指して、調査研究・海外との情報交換に基づき、幅広く情報提供・政策提言活動を行っており、そのために皆様からのご支援・ご協力を必要としています。ぜひ賛助会員・サポーター会員にお申し込みいただき、JACSES の活動に関心を持ち続けていただくとともに、資金面でのご支援をいただければ幸いです。

#### < 賛助会員特典 >

- ☆ JACSES 主催イベントの参加費無料  
(年 8 回開催 (2012 年度実績))
- ☆ 入会時にお好きな JACSES 出版物を 1 冊贈呈
- ☆ 入会后 1 年間に発行された JACSES 出版物(セミナー資料を含む)を贈呈

#### < サポーター会員特典 >

- ☆ JACSES 主催イベントの参加費半額
  - ☆ 入会時にお好きな JACSES 出版物を 1 冊贈呈
- ご入会の際には、以下の申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申し込みください。

賛助会員・サポーター会員 申込書	年 月 日
お名前： _____	ご所属： _____
ご住所： 〒 _____	
電話番号： _____	FAX 番号： _____
会員種別 (ご希望の会員種別に○をしてください)： _____	賛助会員    サポーター会員
E-mail： _____	
ご希望の書籍名 (※)： _____	

(※賛助会員のみの特典となります)

同時に、郵便局の振替口座払込用紙に下記の要領にてお振り込み下さい。

- < 年会費 > 賛助会員 (1 口 10,000 円 何口でも可)  
サポーター会員 (1 口 2,000 円 何口でも可)

< 会費及び寄付振込先 >

郵便振替口座番号：00180-1-569189

加入者名：JACSES

- \* 通信欄に「賛助会員・サポーター会員年会費」とご記入下さい。
- \* 確認のため、ご住所・お名前を忘れずにお書きください。

#### 「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

Phone: 03-3556-7323/7325 Fax: 03-3556-7328

E-mail: [jacsces@jacsces.org](mailto:jacsces@jacsces.org) URL : <http://www.jacsces.org>



**特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター**

Japan Center for a Sustainable Environment and Society

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

電話：03-3556-7323 Fax：03-3556-7328

E-mail：jacsces@jacsces.org

URL：http://www.jacsces.org/

発行責任者：足立治郎、田辺有輝

本レポートの作成・発行には、環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けています。